

新規公開株式の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

2023年7月

岡 三 証 券 株 式 会 社
岡三オンライン証券カンパニー

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式（以下「新規公開株式」といいます。）のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。予めよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 新規公開株式のお取引は、主に募集又は売出しの取扱い等により行います。
- 新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じる恐れがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動などにより損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じる恐れがあります

- ・ 新規公開株式の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じる恐れがあります。
- ・ 新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じる恐れがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。

- ・新規公開株式の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません。

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。

個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
- ・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。

- ・上場株式の譲渡による利益及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、予め当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
- ・ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。
- ・万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のコンタクトセンターへ直接ご連絡ください。

当社の概要

商 号 等	岡三証券株式会社 岡三オンライン証券カンパニー 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号
本店所在地	〒103-8278 東京都中央区日本橋一丁目17番6号
加入協会	日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター ※ 金融ADR制度の詳細及び連絡先等については、当社Webサイトをご確認ください。
資 本 金	50億円（2023年3月31日現在）
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2003年4月
連 絡 先	岡三オンラインコンタクトセンター （ご意見・苦情等窓口） 電話番号：0120 - 146 - 890（携帯からは03 - 6386 - 4473） 受付時間：月～金 8:00から17:00（年末年始及び祝日を除く）

その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

以 上

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2023年12月 第2回訂正分)

株式会社雨風太陽

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2023年12月8日に東北財務局長に提出し、2023年12月9日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2023年11月13日付をもって提出した有価証券届出書及び2023年11月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集446,300株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し152,500株(引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し62,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2023年12月8日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を**勘案した結果**、SMB C日興証券株式会社が当社株主である高橋博之(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式**62,500株**の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社が割当先とする第三者割当による当社普通株式62,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、一部を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
KOBASHI HOLDINGS株式会社	<u>当社普通株式47,800株</u>	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
株式会社リバネス	<u>当社普通株式47,800株</u>	取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

2 【募集の方法】

2023年12月8日に決定された引受価額(960.48円)にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,044円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「175,529,790」を「214,331,112」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「175,529,790」を「214,331,112」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は214,331,112円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,044」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「960.48」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「480.24」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,044」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格等の決定に当たりましては、840円以上870円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格の120%の価格である1,044円に機関投資家等からの需要が集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,044円と決定いたしました。

なお、引受価額は960.48円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(714円)及び2023年12月8日に決定された発行価格(1,044円)、引受価額(960.48円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき960.48円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき960.48円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき83.52円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と2023年12月8日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「351,059,580」を「428,662,224」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「343,059,580」を「420,662,224」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(注) 1. の全文及び 2. の番号削除

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額420,662千円に本第三者割当増資の手取概算額上限59,819千円を合わせた、手取概算額合計上限480,482千円については、今後も継続して事業が成長するための投資として①外部連携システムに係る構築費用、②CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費、③営業支援システム利用費用、④東京オフィス移転費用、残額は借入金の返済に充当する予定であります。なお、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 外部連携システムに係る構築費用

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に出品されている商品を他社サービスとシステム連携して他社サービス上でも購入できるようにするシステム構築に係る支払として165,600千円(2024年12月期：82,800千円、2025年12月期：82,800千円)を充当する予定であります。

② CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」における新規顧客獲得や知名度及び認知度向上のための広告費の支払いとして159,000千円(2024年12月期：79,500千円、2025年12月期：79,500千円)を充当する予定であります。

③ 営業支援システム利用費用

プロジェクト管理をより精緻に行うことによる業務効率化を目的とした営業支援システムの利用費用として、19,200千円(2024年12月期：9,600千円、2025年12月期：9,600千円)を充当する予定であります。

④ 東京オフィス移転費用

事業拡大のための東京オフィス移転に伴う差入保証金及び内装設備等の資金として2024年12月期に44,230千円を充当する予定であります。

残額につきましては、借入金の返済資金として2024年12月期に充当する予定であります。また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年12月8日に決定された引受価額(960.48円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,044円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「76,950,000」を「93,960,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「76,950,000」を「93,960,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,044」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「960.48」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,044」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 SMB C日興証券株式会社 90,000株
引受人が全株買取引受けを行います。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき83.52円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2023年12月8日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,437,500」を「65,250,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「53,437,500」を「65,250,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,044」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,044」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2023年12月8日に決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)62,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2024年1月12日を行使期限として付与されております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から2024年1月12日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月13日及び2023年11月30日開催の取締役会において決議し、2023年12月8日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 62,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき714円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	2024年1月17日(水)

- (注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2023年12月8日に決定いたしました。

5 当社指定販売先への売付け(親引け)について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「KOBASHI HOLDINGS株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)として、発行価格決定日(2023年12月8日)に決定される予定です。)」を「当社普通株式47,800株」に訂正。

「株式会社リバネス」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)として、発行価格決定日(2023年12月8日)に決定される予定です。)」を「当社普通株式47,800株」に訂正。

<欄外注記の全文削除>

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2023年12月8日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,044円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合	東京都港区南青山五丁目3番10号 フロムファーストビル306	316,750	14.87	316,750	12.29
高橋 博之	岩手県花巻市	280,750 (47,500)	13.18 (2.23)	265,750 (47,500)	10.31 (1.84)
小橋工業株式会社	岡山県岡山市南区中畦684	244,500	11.47	244,500	9.49
株式会社丸井グループ	東京都中野区中野四丁目3番2号	166,750	7.83	166,750	6.47
大塚 泰造	京都府京都市中京区	164,250 (22,500)	7.71 (1.06)	164,250 (22,500)	6.37 (0.87)
アグリビジネス投資育成株式会社(農林中央金庫信託口)	東京都千代田区大手町一丁目3番1号JAビル	77,250	3.63	77,250	3.00
本間 勇輝	長野県北佐久郡御代田町	75,250	3.53	75,250	2.92
株式会社ユーグレナ	東京都港区芝五丁目29番11号	75,000	3.52	75,000	2.91
<u>永田 暁彦</u>	<u>千葉県長生郡長生村</u>	<u>54,750</u> <u>(3,750)</u>	<u>2.57</u> <u>(0.18)</u>	<u>54,750</u> <u>(3,750)</u>	<u>2.12</u> <u>(0.15)</u>
KOBASHI HOLDINGS 株式会社	岡山県岡山市南区中畦684	—	—	<u>47,800</u>	<u>1.85</u>
株式会社リバネス	東京都新宿区下宮比町一丁目4 飯田橋御幸ビル5階	—	—	<u>47,800</u>	<u>1.85</u>
計	—	<u>1,455,250</u> <u>(73,750)</u>	<u>68.30</u> <u>(3.46)</u>	<u>1,535,850</u> <u>(73,750)</u>	<u>59.60</u> <u>(2.86)</u>

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2023年11月13日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2023年11月 第1回訂正分)

株式会社雨風太陽

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2023年11月30日に東北財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2023年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集446,300株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2023年11月30日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し152,500株(引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し62,500株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 当社指定販売先への売付け(親引け)について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、62,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である高橋博之(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式62,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、一部を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
KOBASHI HOLDINGS株式会社	取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
株式会社リバネス	取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)	取引関係を今後も維持・発展させていくため

(※) KOBASHI HOLDINGS株式会社及び株式会社リバネスそれぞれの取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した場合の株式数(100株未満切捨て)はそれぞれ59,500株となります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. 6. の番号変更

2 【募集の方法】

2023年12月8日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2023年11月30日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額714円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「172,450,320」を「175,529,790」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「172,450,320」を「175,529,790」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(840円～870円)の平均価格(855円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は381,586,500円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「714」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、840円以上870円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、原則として仮条件の範囲内で2023年12月8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

なお、需要の申告の結果、仮条件の範囲外で発行価格を決定する場合があります。その場合においても、仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下の価格である672円以上1,044円以下の範囲内で発行価格を決定するほか、引受価額は会社法上の払込金額(714円)以上の価額となります。また、訂正届出書を提出し、上場日等を変更した上で、上記の範囲に関わらず仮条件を再設定し、再度ブックビルディングを実施する可能性があります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(714円)及び2023年12月8日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。

発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(714円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社403,700、株式会社S B I証券16,000、マネックス証券株式会社10,700、岡三証券株式会社5,300、丸三証券株式会社5,300、東洋証券株式会社5,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(2023年12月8日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「344,900,640」を「351,059,580」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「336,900,640」を「343,059,580」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(840円～870円)の平均価格(855円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額343,059千円に本第三者割当増資の手取概算額上限48,990千円を合わせた、手取概算額合計上限392,050千円については、今後も継続して事業が成長するための投資として①外部連携システムに係る構築費用、②CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費、③営業支援システム利用費用、④東京オフィス移転費用、残額は借入金の返済に充当する予定であります。なお、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 外部連携システムに係る構築費用

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に出品されている商品を他社サービスとシステム連携して他社サービス上でも購入できるようにするシステム構築に係る支払として165,600千円(2024年12月期：82,800千円、2025年12月期：82,800千円)を充当する予定であります。

② CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」における新規顧客獲得や知名度及び認知度向上のための広告費の支払いとして159,000千円(2024年12月期：79,500千円、2025年12月期：79,500千円)を充当する予定であります。

③ 営業支援システム利用費用

プロジェクト管理をより精緻に行うことによる業務効率化を目的とした営業支援システムの利用費用として、19,200千円(2024年12月期：9,600千円、2025年12月期：9,600千円)を充当する予定であります。

④ 東京オフィス移転費用

事業拡大のための東京オフィス移転に伴う差入保証金及び内装設備等の資金として2024年12月期に44,230千円を充当する予定であります。

残額につきましては、借入金の返済資金として2024年12月期に充当する予定であります。また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「75,600,000」を「76,950,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「75,600,000」を「76,950,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、仮条件(840円～870円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「52,500,000」を「53,437,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「52,500,000」を「53,437,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(840円～870円)の平均価格(855円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月13日 及び2023年11月30日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 62,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき714円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	2024年1月17日(水)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2023年12月8日に決定します。

(注) 1. の全文削除及び2. の番号削除

4 ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の2024年6月14日までの期間中は、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

(KOBASHI HOLDINGS株式会社)

a. 親引け先の概要	名称	KOBASHI HOLDINGS株式会社
	本店の所在地	岡山県岡山市南区中蛙684
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 小橋 正次郎
	資本金	10,000千円
	事業の内容	グループ会社の事業戦略立案及び経営管理
	主たる出資者及び出資比率	小橋正次郎(100%)
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	小橋工業株式会社(親引け先の子会社)及び小橋正次郎(親引け先の代表取締役社長)が、当社株式をそれぞれ244,500株及び1,250株保有しております。
	人事関係	当社の社外取締役である小橋正次郎は親引け先の代表取締役社長を兼務しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)として、発行価格決定日(2023年12月8日)に決定される予定です。)
e. 株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(※)取得金額の上限として要請した金額である50百万円を仮条件の下限価格により除して算出した場合の株式数(100株未満切捨て)は59,500株となります。

(株式会社リバネス)

a. 親引け先の概要	名称	株式会社リバネス
	本店の所在地	東京都新宿区下宮比町一丁目4 飯田橋御幸ビル5階
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 COO 高橋 修一郎
	資本金	70,000千円
	事業の内容	知識製造業
	主たる出資者及び出資比率	丸幸弘(25.5%)、井上浄(25.5%)、池上昌弘(25.5%)
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	株式会社リバネスキャピタル(親引け先の子会社)が当社株式を750株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	株式会社NEST EdLAB(親引け先の子会社)は当社の仕入先であります。
c. 親引け先の選定理由		取引関係を今後も維持・発展させていくため
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、取得金額50百万円に相当する株式数を上限(※)として、発行価格決定日(2023年12月8日)に決定される予定です。)
e. 株券等の保有方針		中長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(※)取得金額の上限として要請した金額である50百万円を仮条件の下限価格により除して算出した場合の株式数(100株未満切捨て)は59,500株となります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日(2023年12月8日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の所有株 式数(株)	本募集及び引 受人の買取引 受による売 出し後の株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資 事業有限責任組合	東京都港区南青山五丁目3 番10号 フロムファースト ビル306	316,750	14.87	316,750	12.29
高橋 博之	岩手県花巻市	280,750 (47,500)	13.18 (2.23)	265,750 (47,500)	10.31 (1.84)
小橋工業株式会社	岡山県岡山市南区中蛙684	244,500	11.47	244,500	9.49
株式会社丸井グルー プ	東京都中野区中野四丁目3 番2号	166,750	7.83	166,750	6.47
大塚 泰造	京都府京都市中京区	164,250 (22,500)	7.71 (1.06)	164,250 (22,500)	6.37 (0.87)
アグリビジネス投資 育成株式会社(農林中 央金庫信託口)	東京都千代田区大手町一丁 目3番1号JAビル	77,250	3.63	77,250	3.00
本間 勇輝	長野県北佐久郡御代田町	75,250	3.53	75,250	2.92
株式会社ユーグレナ	東京都港区芝五丁目29番11 号	75,000	3.52	75,000	2.91
KOBASHI HOLDINGS 株 式会社	岡山県岡山市南区中蛙684	—	—	59,500	2.31
株式会社リバネス	東京都新宿区下宮比町一丁 目4 飯田橋御幸ビル5階	—	—	59,500	2.31
計	—	1,400,500 (70,000)	65.73 (3.29)	1,504,500 (70,000)	58.38 (2.72)

- (注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2023年11月13日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2023年11月13日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(株式会社KOBASHI HOLDINGS 株式会社59,500株、株式会社リバネス59,500株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。



都市と地方を かきまぜる

株式会社 **雨風太陽**

新株式発行並びに株式売出届出目論見書 2023年11月

1. この届出自論見書により行うブックビルディング方式による株式318,658千円（見込額）の募集及び株式75,600千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式52,500千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2023年11月13日に東北財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売価等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出自論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

株式会社雨風太陽

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2 花巻駅構内

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。



VISION 経営方針

日本中 あらゆる場の 可能性を 花開かせる

今、日本では
都市と地方、生産者と消費者、
そして人間と自然とのつながりが分断され、
本来支え合っているはずのお互いの顔が見えなくなっています。

私たちの使命は、都市と地方をかきまぜ、
場所と場所、人と人をつなげて、境目をなくすこと。
分断を乗り越えていくためのサービスを提供するのが当社です。

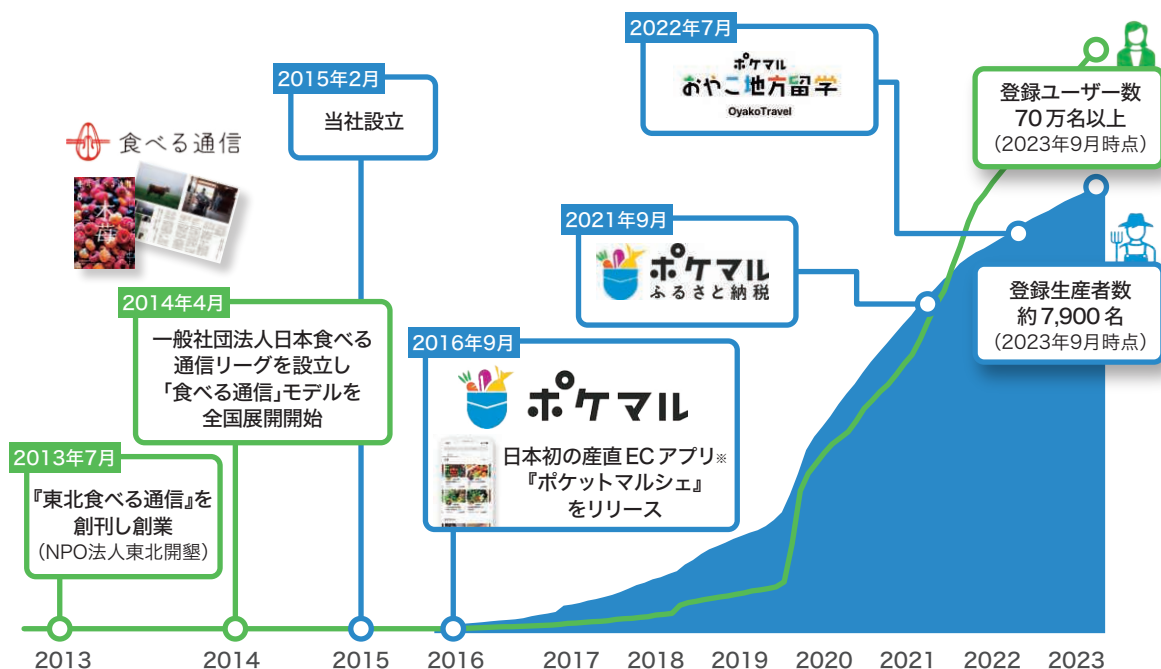
私たちは、全国の生産者を媒介に、
都市と地方をつなぐことで地域を持続可能にし、
将来にわたって活力ある日本社会を残したいと願う会社です。

沿革／事業の概要

代表取締役の高橋は、2013年、NPO法人東北開墾を立ち上げ、食材付き情報誌「東北食べる通信」を創刊し、2014年にはグッドデザイン金賞を受賞するなど、生産現場の裏側を直接消費者に届ける仕組みに手応えを感じ、一般社団法人日本食べる通信リーグを創設し、「食べる通信」のモデルを日本全国へ展開しました。

「食べる通信」での成功体験を踏まえ、当社を設立し、2016年からは、生産者から直接購入できるCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の運営を行ってまいりました。「ポケットマルシェ」は、生産者と消費者が直接コミュニケーションできる顔の見えるECプラットフォームです。一次製品の出品専用に設計されているため生産者による出品が容易であり、野菜・果物・魚介類を中心としながら、多数の生産者が多様な食材を出品しています。都市圏在住者を中心とする消費者は、バラエティ豊かな四季折々の食材を産地から直接購入でき、直接生産者とコミュニケーションが取れる機能により、顔の見える生産者と継続的な取引が可能です。この生産者と消費者を繋げる仕組みによって、**生産者と消費者の間で累計800万回以上のやり取り**が発生しており、安定した売上成長と収益の基盤となっています。

当社の収益は、「ポケットマルシェ」における商品代金に応じた手数料収入に加え、当社が販売主体であるサブスクリプションサービス・自社で発行する「東北食べる通信」「海苔食べる通信」の売上、「日本食べる通信リーグ」に加盟するその他の食べる通信のシステム利用に対するコミッションフィー、ふるさと納税における自治体・生産者からの手数料収入、企業・自治体向けサービスの委託費、「ポケマルおやこ地方留学」の売上等から構成されています。



日本最大級7,900名超の生産者ネットワーク

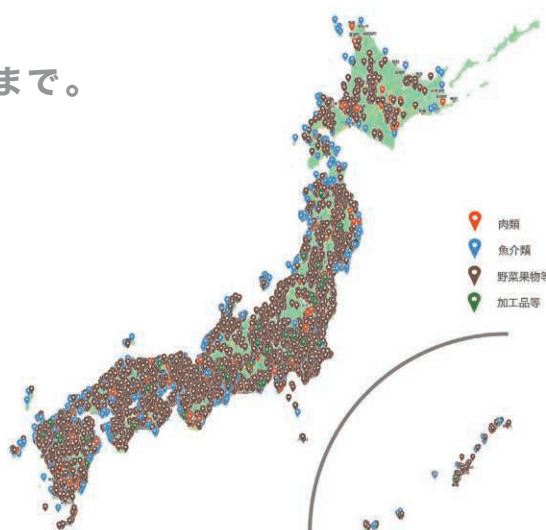
当社に登録する生産者は2023年9月時点で7,900人以上。全国1,505の自治体に分布しており、これは日本の全1,765自治体の85.3%に該当します。

北は稚内から、南は西表島まで。

日本にある市町村の

85.3%をカバー。

7,900名超の生産者を
ネットワーク。

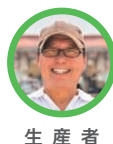


※ 日本の自治体数 1765自治体(47都道府県 + 1718基礎自治体)
ポケットマルシェ登録生産者が根ざしている市町村数 1,505より試算
※ 自治体数は「e-Stat 政府統計の総合窓口」2023年9月30日時点

日本初のスマホ完結産直プラットフォーム

「ポケットマルシェ」は全国の農家・漁師から、直接やりとりをしながら旬の食べ物を買うことができるプラットフォームとして、2016年9月よりサービスを提供しています。生産者と消費者が個人として直接繋がることができる点で中間業者を介在するこれまでの流通体系とは異なっており、双方のコミュニケーションが高い継続購入率につながると同時に、当社の運用コストを抑えることに寄与しています。

中間業者が存在する一般的な小売業



生産者



消費者

直接つながるメッシュ型のプラットフォーム



旬のいまだけ。
こだわり食材。
数量限定。
規格外。

丸々1尾を
楽しめます！



野良鮭
【東通サーモン】丸ごと1尾【セミドレス】
¥ 青森県産物 1,670円～

冷凍せず
お届けします！



宮野大鮭
【製作につき大特価！】東洋新？！【全ジレ】東通鮭コース…
※東通産物東通産物
毛重300g、ロース300g～4,620円～

甘みと濃厚さお楽しみ！？食の宝
石『ヒョウ年輪』



豊原 菜
甘みと濃厚さお楽しみ！？食の宝
石『ヒョウ年輪』
※大分県産物
お刺しおセット12個入 2,851円～

【5品+おまけ付き】 【7品+おまけ
付き】 実演してニッコリ笑顔！一



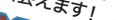
宇野真美
【5品+おまけ付き】 【7品+おまけ
付き】 実演してニッコリ笑顔！一
※愛知県産物
各県産品5品+おまけ付き ～1,300円～

直販だからできる
フードレスキュー！



金7菜一郎
フードロスを防ごう！サンふじ！
東通産物 小玉 5kg
※長野県下高井町
サンふじ 東通
～1,300円～

珍しい食材に
出会えます！



片桐康大
オーストリッチミート(ダチョウ肉)
毛毛600g/1kg1箱 クールセッ
ト
※新潟県上小井町
2kg～3kg 8,800円～3,488円～

【送料別料】 宮崎県産！ 超だじ鮮魚
セット (L)



河野春香
【送料別料】 宮崎県産！ 超だじ鮮魚
セット (L)
※宮崎県産物
5kg前後 (5kg～7kg)入 6,980円

約 **3** 人に **1** 人が、
生産者ページへ**投稿**

自治体支援サービス概要

中央省庁や地方自治体が持つ一次産業振興等の予算を用い、特定商品の送料無料施策や地域プロモーション等を実施しています。その他にも、当社の生産者ネットワークを活用した、移住定住促進施策や国内外の旅行客向けの観光プロモーション等を実施しています。

自治体との取り組みの状況



実績の一例

産直EC での販売促進

群馬県農政部ぐんまブランド推進課

1. 産直ECポケットマルシェ上での群馬県農畜産物の販売促進
2. 首都圏飲食店とコラボした群馬県農畜産物フェアの企画/実施



農業体験プログラムの実施

茨城県かすみがうら市 産業経済部

1. 市内農家と域外農業体験希望者による農業体験プログラムの実施
2. 市内農業体験プログラム全3回の企画・運営



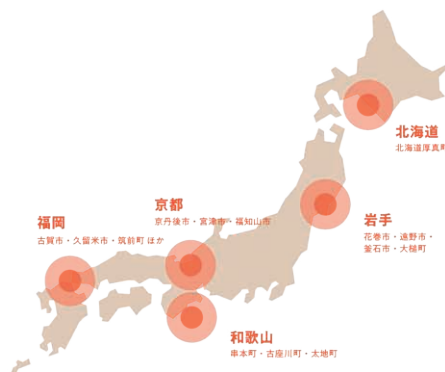
個人向け旅行関連サービス概要

全国に広がる生産者ネットワークを活用し、農業体験や漁業体験を中心とした自然体験を提供し、日本のあらゆる地方を観光資源化するサービスです。ターゲットに合わせた体験プログラムの開発を行い、自社サービスとしては小学生向けの「ポケマルおやこ地方留学」、また自治体等と連携しインバウンド向け観光コンテンツ開発などを行っております。

ポケマルおやこ地方留学

自然のエキスパートである
全国の生産者さんのもとへ親子で訪れ、
親は**ワーケーション**で仕事をしながら、
子どもは生産者さんのもとで
自然について学ぶプログラム。

2023年は**全国5か所**にて開催。
のべ293名が**1999日**を地方で滞在。



おやこで 「たべる」の裏側を知る



海・山・畑・川など様々な自然環境
を舞台に、生きものが食べものになる瞬間を体感できる。
これぞ「究極の食育」。

自然のエキスパートが アクティビティを提供



ポケットマルシェ登録の生産者をはじめとした自然のエキスパートが、その日の気象条件も鑑みながら、お子さんを雄大な自然に案内。

ワーケーション 環境を完備



日中、お子さんは農家のもとでアクティビティに参加。その間、親御さんはWi-Fi環境の整った施設でテレワークすることが可能。

インバウンド向け観光コンテンツ開発

大分県商工観光労働部観光局 観光誘致促進室

主な業務内容

- [1] ターゲット市場のニーズ等調査
- [2] 高付加価値化コンテンツのリスト化
- [3] モデルコース等造成
- [4] 高付加価値化旅行商品造成の研修
- [5] 国内ランドオペレーター等を対象としたマッチング交流会
- [6] 高付加価値商品のセールス結果のフィードバック
- [7] 報告業務



▲魚捌き・
寿司握り体験



▲ヒオウギ貝BBQ



▲棚田収穫体験



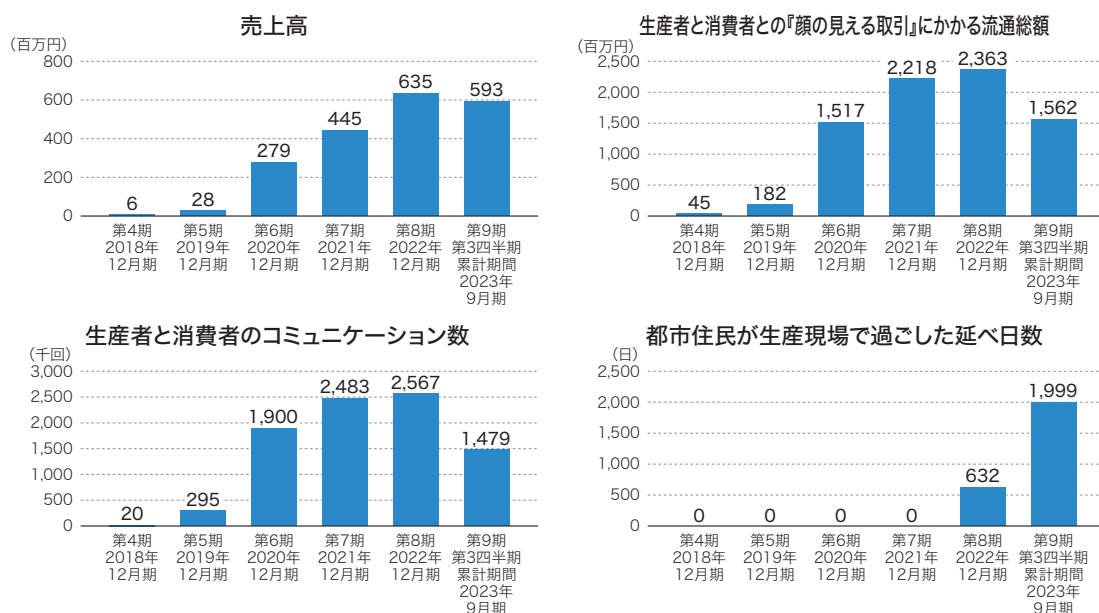
▲有機農業体験

業績等の推移

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、都市と地方をかきまぜる複数のサービスを展開しており、「ポケットマルシェ」を筆頭にした各種サービスを統合し、①「売上高」②「生産者と消費者との『顔の見える取引』にかかる流通総額」③「生産者と消費者のコミュニケーション数」④「都市住民が生産現場で過ごした延べ日数」の成長を通じて、企業価値の向上を図ってまいります。

※※1 「顔の見える取引」にかかる流通総額は、当社「ポケットマルシェ」「食べる通信」「ボケマルふるさと納税（寄付額）」「おやこ地方留学」のサービス利用金額の合算で算出
※2 当社サービス利用データより算出（2023年9月現在） ※※1 「生産者と消費者のコミュニケーション数」は、当社「ポケットマルシェ」における投稿とメッセージ数の合算で算出 ※2 当社サービス利用データより算出（2023年9月現在） ※3 コミュニケーションの数には取引にかかる問い合わせ等も含まれます。④※ 当社サービス利用データより算出（2023年9月現在）



回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年9月
売上高 (千円)	6,824	28,191	279,198	445,311	635,988	593,196
経常損失(△) (千円)	△153,522	△135,950	△434,121	△564,844	△321,313	△170,972
当期(四半期)純損失(△) (千円)	△154,123	△136,551	△457,914	△568,220	△322,178	△171,620
資本金 (千円)	237,975	303,075	410,813	413,363	345,732	381,507
発行済株式総数 (株)	3,506	3,878	6,189	6,289	6,670	1,906,750
純資産額 (千円)	201,239	194,888	726,973	163,753	133,039	32,069
総資産額 (千円)	237,227	269,734	1,105,685	606,443	683,547	670,124
1株当たり純資産額 (円)	57,113.50	49,997.10	117,300.67	103.58	79.24	—
1株当たり 当期(四半期)純損失 (円)	△53,440.76	△36,511.01	△95,141.27	△363.14	△204.79	△101.22
自己資本比率 (%)	84.41	71.88	65.66	26.85	19.33	4.79
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	8 (8)	13 (8)	28 (14)	40 (20)	37 (24)	39 (22)

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
2. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、監査を受けておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	28
3 【事業等のリスク】	30
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
5 【経営上の重要な契約等】	40
6 【研究開発活動】	40
第3 【設備の状況】	41
1 【設備投資等の概要】	41
2 【主要な設備の状況】	41
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	68
3	【配当政策】	68
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	69
第5	【経理の状況】	82
1	【財務諸表等】	83
第6	【提出会社の株式事務の概要】	128
第7	【提出会社の参考情報】	129
1	【提出会社の親会社等の情報】	129
2	【その他の参考情報】	129
第四部	【株式公開情報】	130
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	130
第2	【第三者割当等の概況】	133
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	133
2	【取得者の概況】	136
3	【取得者の株式等の移動状況】	138
第3	【株主の状況】	139
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	東北財務局長		
【提出日】	2023年11月13日		
【会社名】	株式会社雨風太陽		
【英訳名】	Ame Kaze Taiyo, Inc.		
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高橋 博之		
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市大通一丁目1番43-2花巻駅構内 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)		
【電話番号】	03-6278-7890		
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部門長 相澤 まどか		
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目26番5号		
【電話番号】	03-6278-7890		
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート部門長 相澤 まどか		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		318,658,200円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		75,600,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		52,500,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	446,300(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 2023年11月13日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2023年11月30日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、62,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である高橋博之(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、2023年11月13日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式62,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、一部を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
KOBASHI HOLDINGS株式会社	取得金額50百万円に相当する株式数を上限	取引関係を今後も維持・発展させていくため
株式会社リバネス	取得金額50百万円に相当する株式数を上限	取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2023年12月8日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は2023年11月30日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	446,300	318,658,200	172,450,320
計(総発行株式)	446,300	318,658,200	172,450,320

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2023年11月13日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2023年12月8日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(840円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は374,892,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2023年12月11日(月) 至 2023年12月14日(木)	未定 (注) 4	2023年12月15日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2023年11月30日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2023年12月8日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2023年11月30日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2023年12月8日に決定される予定の発行価格、引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2023年12月8日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2023年12月18日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2023年12月1日から2023年12月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 六本木支店	東京都港区六本木六丁目1番21号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計	—	446,300	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、2023年11月30日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2023年12月8日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
344,900,640	8,000,000	336,900,640

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(840円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額336,900千円に本第三者割当増資の手取概算額上限48,130千円を合わせた、手取概算額合計上限385,030千円については、今後も継続して事業が成長するための投資として①外部連携システムに係る構築費用、②CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費、③営業支援システム利用費用、④東京オフィス移転費用に充当する予定であります。なお、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① 外部連携システムに係る構築費用

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に出品されている商品を他社サービスとシステム連携して他社サービス上でも購入できるようにするシステム構築に係る支払として165,600千円(2024年12月期：82,800千円、2025年12月期：82,800千円)を充当する予定であります。

② CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」に係る広告宣伝費

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」における新規顧客獲得や知名度及び認知度向上のための広告費の支払いとして156,000千円(2024年12月期：78,000千円、2025年12月期：78,000千円)を充当する予定であります。

③ 営業支援システム利用費用

プロジェクト管理をより精緻に行うことによる業務効率化を目的とした営業支援システムの利用費用として、19,200千円(2024年12月期：9,600千円、2025年12月期：9,600千円)を充当する予定であります。

④ 東京オフィス移転費用

事業拡大のための東京オフィス移転に伴う差入保証金及び内装設備等の資金として2024年12月期に44,230千円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2023年12月8日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	90,000	75,600,000	東京都港区六本木六丁目10番1号 株式会社メルカリ 75,000株 岩手県花巻市 高橋 博之 15,000株
計(総売出株式)	—	90,000	75,600,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(840円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2023年 12月11日(月) 至 2023年 12月14日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及び全国 各支店	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 SMB C日興証券株式 会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2023年12月8日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	62,500	52,500,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	62,500	52,500,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(840円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2023年 12月11日(月) 至 2023年 12月14日(木)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。なお、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、62,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2024年1月12日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2024年1月12日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2023年12月8日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年11月13日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 62,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	2024年1月17日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、2023年11月30日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、2023年12月8日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である高橋博之、当社株主である小橋工業株式会社、株式会社丸井グループ、大塚泰造、本間勇輝、株式会社ユーグレナ、永田暁彦、株式会社電通グループ、株式会社オレンジページ、山口幹生、小野祐美、株式会社insprout、株式会社フラッグ、アドニス株式会社及び小橋正次郎並びに当社新株予約権者である権藤裕樹、岡本敏男、小林工馬、水谷佑佳、山崎恵美、柳生宗範、高橋優歌、穴戸健太、小山淳子、阿部峻吾、柿内由貴、高岡圭太、細越雄太、酒見悠子、須佐桃、水野香奈江、瀬戸本美里、清水祐希、石本和真、大脇みのり、中村雅行、中嶋正弘、仲野脩、小松万里子及び李慧旻は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2024年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるPNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、アグリビジネス投資育成株式会社(農林中央金庫信託口)、せとうち観光活性化投資事業有限責任組合、ステージアップファンド投資事業有限責任組合、北斗インベストメント株式会社、株式会社OKBキャピタル、岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合及び千葉道場1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の2024年3月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の2024年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等、ストック・オプションに係る新株予約権の発行及び新株予約権の行使による当社普通株式の発行等を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (千円)	6, 824	28, 191	279, 198	445, 311	635, 988
経常損失(△) (千円)	△153, 522	△135, 950	△434, 121	△564, 844	△321, 313
当期純損失(△) (千円)	△154, 123	△136, 551	△457, 914	△568, 220	△322, 178
資本金 (千円)	237, 975	303, 075	410, 813	413, 363	345, 732
発行済株式総数 (株)	3, 506	3, 878	6, 189	6, 289	6, 670
純資産額 (千円)	201, 239	194, 888	726, 973	163, 753	133, 039
総資産額 (千円)	237, 227	269, 734	1, 105, 685	606, 443	683, 547
1 株当たり純資産額 (円)	57, 113. 50	49, 997. 10	117, 300. 67	103. 58	79. 24
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり 当期純損失(△) (円)	△53, 440. 76	△36, 511. 01	△95, 141. 27	△363. 14	△204. 79
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84. 41	71. 88	65. 66	26. 85	19. 33
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△615, 978	△313, 414
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△1, 415	△11, 905
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	3, 332	403, 297
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	322, 190	400, 167
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	8 〔8〕	13 〔8〕	28 〔14〕	40 〔20〕	37 〔24〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第 4 期、第 5 期、第 6 期、第 7 期及び第 8 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 2023年 8 月 16 日開催の取締役会決議に基づき、2023年 9 月 2 日付で普通株式 1 株につき 250 株の株式分割を行っております。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純損失を算定しております。
5. 自己資本利益率は、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 当社株式は非上場であるため株価収益率を記載しておりません。

7. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第4期、第5期及び第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
8. 第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期は、広告宣伝費と体制強化に伴う人件費等の増加により、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、同様の理由により、第7期及び第8期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
9. 第7期及び第8期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第4期、第5期及び第6期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、監査を受けておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー)は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
12. 2023年9月2日付で株式1株につき250株の分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
1株当たり純資産額 (円)	228.45	199.99	469.20	103.58	79.24
1株当たり 当期純損失(△) (円)	△213.76	△146.04	△380.57	△363.14	△204.79
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

当社の沿革は次のとおりであります。

年月	概要
2013年 5 月	岩手県花巻市桜町において、NPO法人東北開墾を設立
2013年 7 月	食材付き情報誌「東北食べる通信」創刊
2014年 4 月	岩手県花巻市藤沢町において、一般社団法人日本食べる通信リーグを設立、「食べる通信」モデルの全国展開スタート
2015年 2 月	岩手県花巻市藤沢町において、株式会社KAKAXI (現 株式会社雨風太陽) を設立(資本金2,500万円)
2016年 3 月	株式会社ポケットマルシェに社名変更
2016年 6 月	東京都中央区に東京オフィスを開設
2016年 9 月	日本で最初(注)のスマホで完結する産直プラットフォーム「ポケットマルシェ」をリリース
2019年 4 月	東京都渋谷区渋谷に東京オフィスを移転
2020年 4 月	NPO法人東北開墾より東北食べる通信事業、一般社団法人日本食べる通信リーグより日本食べる通信リーグ事業を事業譲受
2020年 4 月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に東京オフィスを移転
2021年 9 月	寄附者と生産者が繋がるふるさと納税サイト「ボケマルふるさと納税」をリリース
2022年 4 月	株式会社雨風太陽に社名変更
2022年 4 月	岩手県花巻市大通に本店を移転
2022年 7 月	生産者のもとで自然に触れる「ボケマルおやこ地方留学」をリリース

(注) 宅配業者とデータ連携することで伝票の印刷等も不要なスマートフォンで完結する一次産品に特化したサービスとして日本初。

3 【事業の内容】

(1) ミッション

現在の日本において、都市と地方、生産者と消費者は分断され、本来支え合っているはずのお互いの顔が見えなくなっていると考えています。私たちの使命は、都市と地方をかきまぜ、場所と場所、人と人をつなげて、境目をなくすこと。分断を乗り越えていくためのサービスを提供するのが当社です。私たちは、全国の生産者を媒介に、都市と地方をつなぐことで地域を持続可能にし、将来にわたって活力ある日本社会を残したいと願う会社です。

当社のミッションは、「都市と地方をかきまぜる」ことであり、ミッション実現のために提供するサービスは、顔の見える生産者とコミュニケーションを取りながら食材を直接購入できるCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」、地方に長期滞在し生産者の下で自然体験をする「ポケマルおやこ地方留学」、ふるさと納税の仕組みを用い地方へ分散納税しながら生産者から返礼品が直接届く「ポケマルふるさと納税」などです。

なお、当社は、生産と消費を直接繋ぎ取引された「『顔の見える取引』にかかる流通総額」、「生産者と消費者のコミュニケーション数」、「都市住民が生産現場で過ごした延べ日数」をインパクト指標（金銭的なリターンと並行して、事業活動から生まれる社会的なインパクトを測定する指標。「第2. 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」にて詳述。）として設定し、ミッションの実現を目指しております。

(2) 当社概要

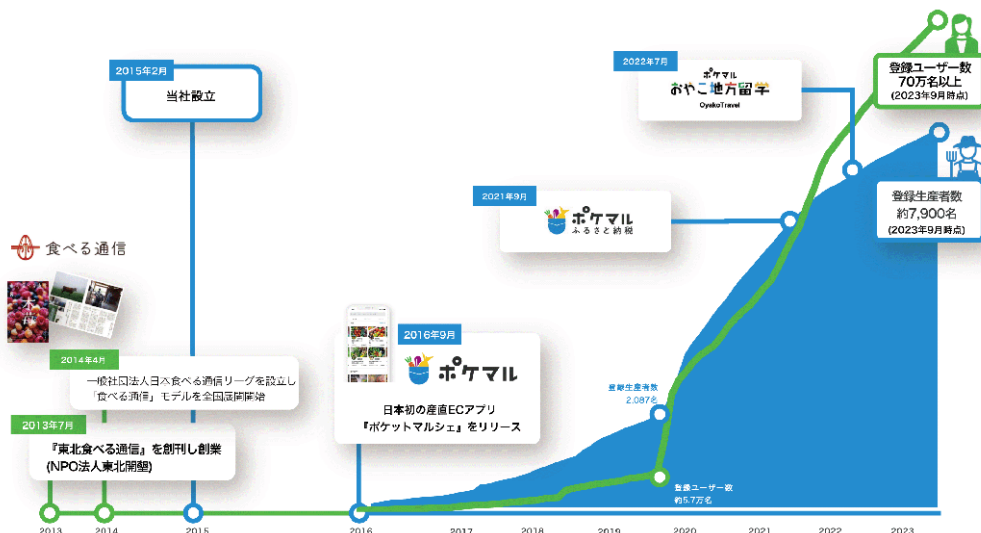
当社は、関係人口創出事業の単一セグメントで事業運営を行っております。なお、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉です。

代表取締役の高橋は、2013年、NPO法人東北開墾を立ち上げ、食材付き情報誌「東北食べる通信」を創刊し、2014年にはグッドデザイン金賞を受賞するなど、生産現場の裏側を直接消費者に届ける仕組みに手応えを感じ、一般社団法人日本食べる通信リーグを創設し、「食べる通信」のモデルを日本全国へ展開しました。

なお、2020年にはNPO法人東北開墾より東北食べる通信事業、一般社団法人日本食べる通信リーグより日本食べる通信リーグ事業の事業譲受を行っております。

「食べる通信」での成功体験を踏まえ、当社を設立し、2016年からは、生産者から直接購入できるCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の運営を行ってまいりました。「ポケットマルシェ」は、生産者と消費者が直接コミュニケーションできる顔の見えるECプラットフォームです。一次産品の出品専用設計されているため生産者による出品が容易であり、野菜・果物・魚介類を中心としながら、多数の生産者が多様な食材を出品しています。都市圏在住者を中心とする消費者は、バラエティ豊かな四季折々の食材を産地から直接購入でき、直接生産者とコミュニケーションが取れる機能により、顔の見える生産者と継続的な取引が可能です。この生産者と消費者を繋げる仕組みによって、生産者と消費者の間で累計800万回以上のやり取りが発生しており、安定した売上成長と収益の基盤となっています。また、そこで築いた生産者と消費者のネットワークを活用することで、自治体からの委託事業を中心とした企業・自治体向けサービス、生産者から直接返礼品が届く「ポケマルふるさと納税」、地方に長期滞在し生産者の下で自然体験をする「ポケマルおやこ地方留学」を展開しております。

当社の収益は、「ポケットマルシェ」における商品代金に応じた手数料収入に加え、当社が販売主体であるサブスクリプションサービス・自社で発行する「東北食べる通信」「海苔食べる通信」の売上、「日本食べる通信リーグ」に加盟するその他の食べる通信のシステム利用に対するコミッションフィー、ふるさと納税における自治体・生産者からの手数料収入、企業・自治体向けサービスの委託費、「ポケマルおやこ地方留学」の売上等から構成されています。



・ 関係人口創出事業

これらのサービス群は、生産者と消費者が個人として直接繋がる点で中間業者を介在するこれまでの流通体系とは異なっており、双方のコミュニケーションが高い継続率につながるると同時に、当社の運用コストを抑えることに寄与しています。

当社は、関係人口創出セグメントの単一セグメントで事業運営を行なっておりますが、個人向け食品関連サービス、企業・自治体向けサービス、個人向け旅行関連サービスの3種類のサービスに分類することができます。

(a) CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」

また、新鮮で安心安全な食材を生産者から直接購入できる点を評価いただき、2023年9月時点で70万人以上のユーザーが登録しています。当社は、取引に対する販売手数料によって収益を得ております。

全国各地の生産者約7,900人が登録しており、2022年において毎日平均約260点の新しい商品が出品され、約15,000品の商品が並んでいます。四季折々の旬の食材が並んでおり、その他のプラットフォームでは入手が難しい希少品種や、大手流通では販売することができない規格外商品も出品されています。

また、当社で出品審査を行っており、プラットフォームの安全安心も担保しています。

今まで流通の過程では
なかなか出会えない食材と
生産者との出会い。



(特徴2) 直接コミュニケーションができる

[メッセージ機能]

生産者と消費者がクロズドで1対1のコミュニケーションを取れる機能です。注文の前後に、個別の要望を伝えたり、食材の調理方法や保存方法を生産者に直接質問することも可能であり、相互のコミュニケーションを促進しています。また、生産者からの発送連絡や問い合わせについても、メッセージ機能を使用して行われます。

[コミュニティ機能]

生産者は、専用のコミュニティウォールを持っており、購入者は、ごちそうさまを伝える、食べ方を聞く、などの会話ができます。こちらは、サービス開始から、購入者の約3人に1人(2020-2022年平均)がコミュニティへの投稿を行っております。



(b) サブスクリプションサービス

全国各地の生産者とのネットワークを利用して、さまざまなテーマを設定し、基本的には毎月食材が届くサブスクリプション型のサービスを展開しています。具体的には「にっぽんのチーズ定期便」「王道フルーツ定期便」「旬のお野菜定期便」といった定期便を提供しており、顧客の定期購入代金が売上となります。

(c) 食材付き情報誌「食べる通信」

生産者を綿密に取材し、食べ物を作っている人のストーリーと、その人が生産した食材と一緒に届く食材付き情報誌「食べる通信」を発刊しています。発行人を各地で募り地域ごとに独自性を持った食べる通信を全国18地域(2023年9月時点)にて発刊しています。

「東北食べる通信」「海苔食べる通信」は自社で発行しており、購読料が売上となります。一方で、その他の食べる通信については、全国各地の編集主体によって発行されており、当社はシステムの利用対価としてコミッションフィーを受領しています。なお、いずれも共通の購読者管理システムを使用しております。

(d) ふるさと納税プラットフォーム「ポケマルふるさと納税」

契約自治体の域内で生産されたポケマル出品物の「全生産者の全商品」が自動的に返礼品となり、ポケマルでのいつもの買い物がふるさと納税になるサービスです(特許出願中)。利用にかかる手数料として自治体からの手数料収入、取引に対する生産者からの販売手数料によって収益を得ています。

②企業・自治体向けサービス

(e) 企業・自治体向けサービス

・自治体支援サービス

中央省庁や地方自治体が持つ一次産業振興予算を用い、生産者や消費者を抱えているポケットマルシェ上で、特定商品の送料無料で地域プロモーション等を実施しています。その他にも、生産者ネットワークを活用し、生産者の暮らしや地域の魅力の発信を通じた当該自治体への移住定住促進や、農漁業体験を中心とした自然体験の提供を通じた国内外の旅行客向けの観光プロモーション等を実施しており、自治体からの委託費が売上となります。

産直EC での販売促進

群馬県農政部ぐんまブランド推進課

1. 産直ECポケットマルシェ上での
群馬県農畜産物の販売促進
2. 首都圏飲食店とコラボした
群馬県農畜産物フェアの企画/実施



群馬県産、安心安全な食材を
お家で手軽に味わえます。



農業体験プログラムの実施

茨城県かすみがうら市 産業経済部

1. 市内農家と域外農業体験希望者による
農業体験プログラムの実施
2. 市内農業体験プログラム
全3回の企画・運営



・法人向け食材販売

調理家電と食材をセットにして販売、企業の顧客向けプレゼントキャンペーンや福利厚生サービス、飲食店に食材を提供するなど、他企業との連携にて一定量の食材をまとめて販売することで、食材費や企画費として収益を得ております。

③個人向け旅行関連サービス

(f) ポケマルおやこ地方留学

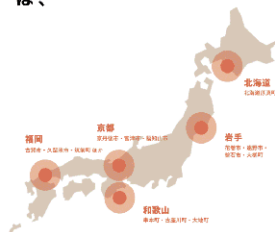
全国に広がる生産者ネットワークを活用し、農業体験や漁業体験を中心とした自然体験を提供し、日本のあらゆる地方を観光資源化するサービスです。ターゲットに合わせた体験プログラムの開発を行い、自社サービスとしては小学生向けの「ポケマルおやこ地方留学」、また自治体等と連携しインバウンド向け観光コンテンツ開発などを行っております。

「ポケマルおやこ地方留学」は、生産地のもとへ親子で訪問して、親はワーケーションをしながら、子供は生産者のもとで自然に触れ、命の大切さを学ぶ地方留学プログラムであり、参加者から収益を得ております。2023年は全国5か所（北海道・岩手・京都・和歌山・福岡）にて開催し、のべ293名が1999日を地方で滞在しました。

ポケマルおやこ地方留学は、

自然のエキスパートである
全国の生産者さんのもとへ親子で訪れ、
親はワーケーションで仕事をしながら、
子どもは生産者さんのもとで
自然について学ぶプログラム。

2023年は全国5か所にて開催。
のべ293名が1999日を地方で滞在。



おやこで 「たべる」の裏側を知る



池・山・畑・川など様々な自然環境を舞台に、
生きものが食べるものになる瞬間を体験できる。
これぞ「究極の食育」。

自然のエキスパートが アクティビティを提供



ポケマルシュに登録の生産者をはじめとした自然の
エキスパートが、その日の気象条件も兼ねながら、お子
さんを雄大な自然に案内。

ワーケーション 環境を完備



日中、お子さんは農家のもとでアクティビティに参加。
その間、親御さんはWi-Fi環境の整った施設でテレワーク
をすることが可能。

インバウンド向け観光コンテンツ開発

大分県商工観光労働部観光局 観光誘致促進室

主な業務内容

- [1] ターゲット市場のニーズ等調査
- [2] 高付加価値化コンテンツのリスト化
- [3] モデルコース等造成
- [4] 高付加価値化旅行商品造成の研修
- [5] 国内ランドオペレーター等を対象としたマッチング交流会
- [6] 高付加価値商品のセールス結果のフィードバック
- [7] 報告業務



▲魚捌き・寿司握り体験



▲ヒオウギ貝BBQ



▲棚田収穫体験

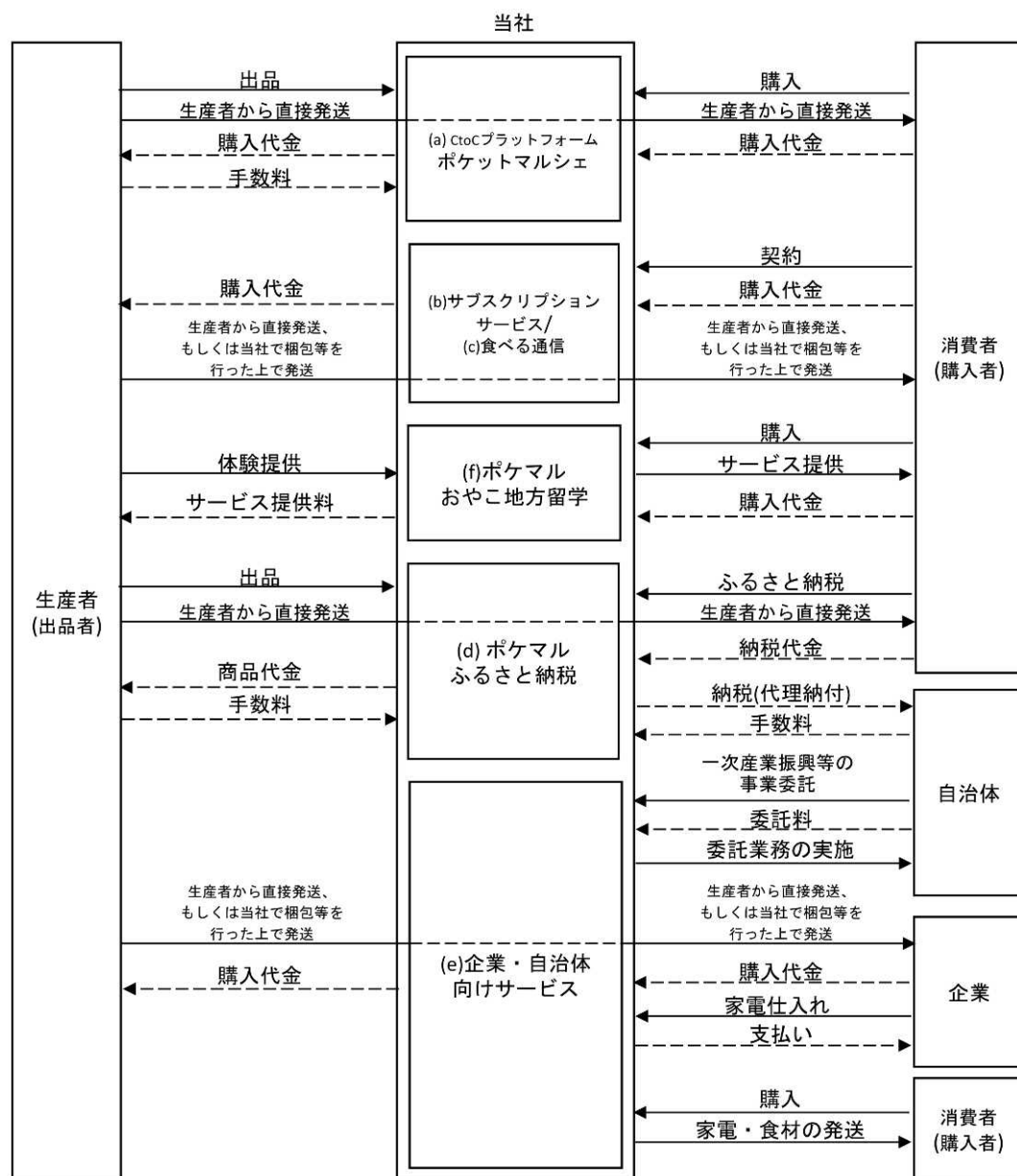


▲有機農業体験

個人向け食品関連サービス、企業・自治体向けサービス、個人向け旅行関連サービスの3種類のサービスの売上高推移の内訳は以下の通りとなります。

	2018年12月期		2019年12月期		2020年12月期		2021年12月期		2022年12月期	
個人向け食品関連サービス	6,824	千円	27,344	千円	250,282	千円	357,121	千円	529,175	千円
企業・自治体向けサービス	—	〃	847	〃	28,916	〃	88,190	〃	100,493	〃
個人向け旅行関連サービス	—	〃	—	〃	—	〃	—	〃	6,318	〃
合計	6,824	〃	28,191	〃	279,198	〃	445,311	〃	635,988	〃

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39 [22]	35.0	2.0	5,225

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営方針

当社は、「都市と地方をかきまぜる」をミッションに掲げています。

このミッションの下、ヒト・モノ・カネのあらゆる側面で都市と地方をつなぐサービスを提供することで、株主価値及び企業価値、社会的インパクトの最大化を図ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、都市と地方をかきまぜる複数のサービスを展開しており、「ポケットマルシェ」を筆頭にした各種サービスを統合し、「売上高」に加えて、インパクト指標として「生産者と消費者との『顔の見える取引』にかかる流通総額」「生産者と消費者のコミュニケーション数」「都市住民が生産現場で過ごした延べ日数」の成長を通じて、企業価値の向上を図ってまいります。

・「売上高」

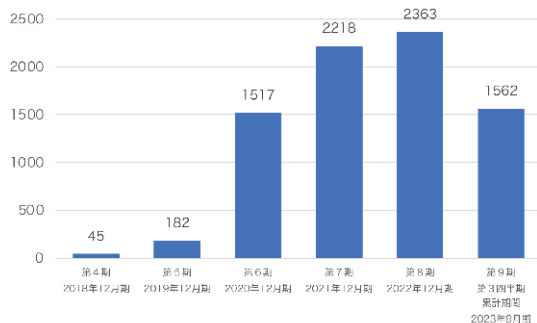
当社が提供するサービスの売上高成長は、当社の企業価値の向上を直接的に示す指標であると考えています。

・「生産者と消費者との『顔の見える取引』にかかる流通総額」

「都市と地方の分断」の解消にむけて、当社のサービスは、全て生産者と消費者間で「顔の見える取引(誰から購入しているかが見える化されている取引を指し「顔の見える取引」にかかる流通総額は、当社「ポケットマルシェ」「食べる通信」「ポケマルふさと納税(寄付額)」「ポケマルおやこ地方留学」のサービス利用金額の合算で算出)」ができるように設計されています。「顔の見える取引」が伸びることは、当社サービスの認知、消費者及び生産者のサービスに対する継続的な満足度を示していると考えています。

インパクト指標① 「顔の見える取引」にかかる流通総額

生産者と消費者との「顔の見える取引」にかかる流通総額(百万円)



※1 「顔の見える取引」にかかる流通総額は、「ポケットマルシェ」「食べる通信」「ポケマルふさと納税(寄付額)」「ポケマルおやこ地方留学」のサービス利用金額の合算で算出
※2 当サービス利用データより算出(2018年9月～2023年9月)

生産者と消費者との「顔の見える取引」
にかかる流通総額(累計) ※1

約 **79億530万円** ※2

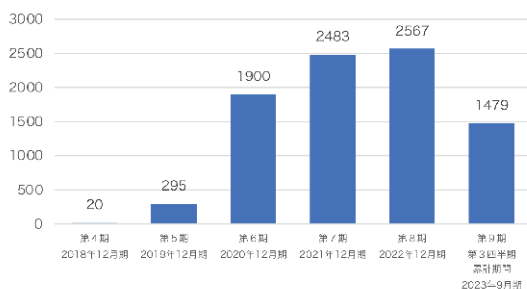
生産者と消費者がつながり、直接やりとりをしながら生産物を販売する「顔の見える取引」による流通総額は伸長。

・「生産者と消費者のコミュニケーション数」

生産者と消費者のコミュニケーション数は、「ポケットマルシェ上での投稿およびメッセージの数」によって計測されます。前述のとおり、当社は「都市と地方をかきまぜる」というミッションのもと各種サービスを提供している中で、「生産者と消費者との分断の解消」は重要なテーマと捉えており、この指標は生産者と消費者との分断の解消度合いを象徴的に示していると考えています。

インパクト指標② コミュニケーション数

生産者と消費者のコミュニケーション数（千回）



※1 「生産者と消費者のコミュニケーション数」は「ポケットマルシェ」における投稿とメッセージ数の合算で算出。
ただし、牛豚畜からの発送連絡や問い合わせも含む。

※2 当社サービス利用データより算出（2016年9月～2023年9月）

生産者と消費者との
コミュニケーション数（累計）※1
約 **874万9,000件** ※2

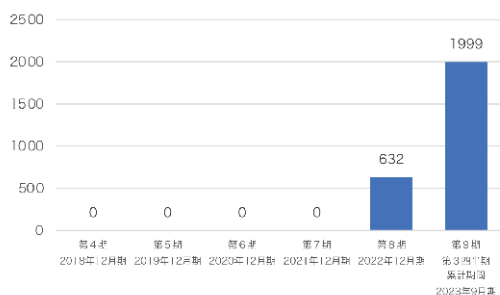
生産者が現場の様子を伝えたり、消費者が「ごちそうさま」を伝えたり。コミュニケーションの量も伸長。

・「都市住民が生産現場で過ごした延べ日数」

当社のサービスを通じて、都市住民が生産現場で過ごした延べ日数を計測しております。具体的には、2022年から開始したポケマルおやこ地方留学により、都会の人を地方に送り込む人流創出を加速しています。

インパクト指標③ 都市住民が生産現場で過ごした延べ日数

都市住民が生産現場で過ごした延べ日数（日）



※ 当社サービス利用データより算出（2022年7月～2023年9月）

おやこ地方留学を通して
都市住民が生産現場で過ごした延べ日数
（累計）

2,631日 ※

2022年から開始したおやこ地方留学により、都会の人を地方に送り込む人流創出を加速させています。

(3) 経営環境

当社は、複数サービスを展開しているため、各サービスの関わる市場が異なります。

主に、①食品EC市場(CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」、サブスクリプションサービス、食材付き情報誌「食べる通信」)、②自治体支援サービス市場(企業・自治体向けサービス)、③旅行市場(ポケマルおやこ地方留学)の3つを特に重要な市場として想定しております。これらの市場において、生産者と消費者のユーザー基盤、継続的な購買を促進する仕組み等の強みを競争優位性の源泉とし、事業展開を継続していきたいと考えています。

① 食品EC市場(CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」、サブスクリプションサービス、食材付き情報誌「食べる通信」)

食品EC市場は、2022年で2兆7,505億円となっており、前年度からは109.2%に成長しています。また、食品市場のEC化率は、過去からは伸長して2022年に4.2%となったものの、物販系分野全体の9.1%と比較した際にまだ伸びしろのある状況です(経済産業省「令和4年度デジタル取引環境整備事業(電子商取引に関する市場調査)」(2023年8月31日))。

さらに、従来の卸売市場を経由せず、直接、産地から小売事業者や消費者等に流通させる産直サービスは、消費者意識の高まり等を背景として、2027年には2022年比で111.2%に成長すると予測されております(矢野経済研究所「産直ビジネスの市場実態と将来展望」(2023年6月6日))。

② 自治体支援サービス市場(企業・自治体向けサービス)

行政予算を対象とした事業であり、国及び地方自治体の予算には限りがあるため、市場全体が大きく成長することはない領域と考えております。

一方で、2023年8月末時点で、2023年度の委託事業における取引自治体数は36、ふるさと納税を含む取引自治体数は77、これまでに関係のある自治体数は182であり、これらは全国の自治体のうち一部に過ぎません。また、これまで当社が対象としてきたのは、「自治体の販路拡大を目的とした予算」に限定されていましたが、事業規模及び領域の拡大によって、「自治体に限らず国家予算」や「販路拡大に限らず観光や移住定住を目的とした予算」でも価値を提供できると捉えています。

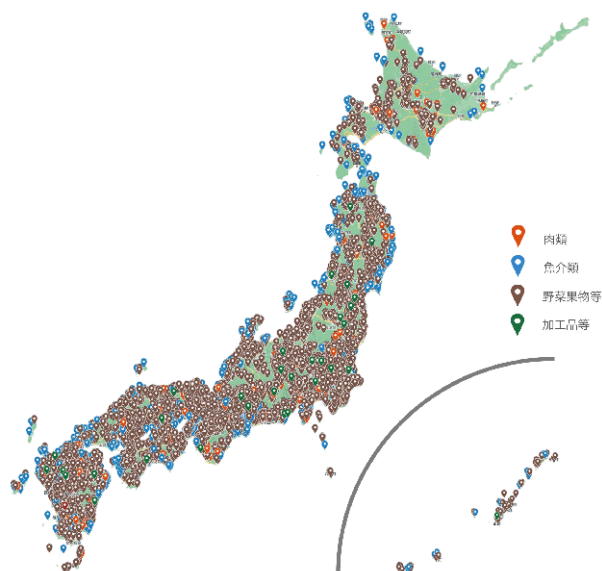
また、当社に登録する生産者は、2023年9月時点で全国1,505の自治体に分布しており、これは日本の全1,765自治体(「e-Stat 政府統計の総合窓口」2023年9月末時点)の85.3%に該当します。この全国に広がる生産者のネットワークを活用することで全体の市場に対して当社の参入余地はまだ大きく、成長を見込んでおります。

北は稚内から、南は西表島まで。

日本にある市町村の

85.3%をカバー。

7,900名超の生産者を
ネットワーク。



※ 日本の自治体数 1,765(北海道 147、東北 107、関東 1,178、中部 531、近畿 267、中国 152、四国 37、沖縄 12)
※ ポケットマルシェ登録生産者が多い自治体数 1,505より計算
※ 自治体数は「e-Stat 政府統計の総合窓口」2023年9月30日時点

③ 旅行市場(ポケマルおやこ地方留学)

新型コロナウイルスによる行動抑制の緩和により、今後、人流は大きく回復していくと見込まれています。また、テレワーク、ワーケーションといった新たな働き方は一定定着し、今後もそのような勤務形態は継続することになると考えられます。

そうした状況下で、当社の提供する長期ワーケーションが広がるとともに、子供の体験アクティビティのニーズも高まることから、今後も成長性を見込んでいる事業領域となっております。

(4) 経営戦略

(3)で記述した通り、食品EC市場の拡大が続いてきました。その中でも産直EC市場は、2016年、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を当社がリリースしたことに端を発する比較的新しい市場です。

当社の「ポケットマルシェ」はプラットフォームとしての一面を持つため、流通規模が拡大するにつれて、取引に携わる生産者数や出品数、自治体数等が増加し、それに伴い、プラットフォームとしての価値も高まっていく構造にあります。また、売上高の成長に対して、運営に伴うコストの売上高比率は下がる傾向にあり、売上広告宣伝費比率は低下傾向にあるとともに(2020年:92%、2021年:43%、2022年:29%)、当社プラットフォームにおける流通額が4年で11倍になった一方で、カスタマーサポートの人員は3名増員のみ(2019年:2人、2020年:4人、2021年:6人、2022年:7人、2023年8月:5人)です。

また、生産者や消費者が増えることによって、それらを基盤とした企業・自治体向けサービスや、ポケマルおやこ地方留学等のサービス展開も促進され、更なる企業価値の向上につながる好循環があります。さらには、プラットフォーム型のビジネスであるため、売上高成長に伴い、売上高に対する費用の割合は減少していく傾向にあるため、営業利益率が高まる傾向にあります。

こうした基本的な考え方に基づく、当社の具体的な経営戦略は以下の通りです。

① ポケットマルシェの安定的な収益化

(a) 継続利用

当社のサービスの重要な特徴は、ユーザーが長く利用し続けることにあります。そのため、継続購入ユーザー数(2回目以上の購入者数)が積み上がっていく傾向にあり、購入者全体に占めるリピート率(購入者数全体に占める継続購入ユーザー数の割合)は約8割、1ヶ月の平均購入回数は約2.5回(2022年の継続購入ユーザーの平均値)であり、ロイヤリティの高い顧客が安定した売上を支える要因となっております。

継続購入ユーザー数(人)

多様な旬の食材と
生産者とのつながりによって、
**継続購入ユーザー
が伸長**



消費者が買い続ける行動は、(1)同じ生産者から何度も買う行動、(2)初めて購入する生産者から買う行動、の2つに分解することができます。それらは、双方がやり取りできる機能があることによって(1)が発生するとともに、全国各地に生産者がいて旬の食材が移り変わることで(2)が生まれます。いずれも、当社プラットフォームの特徴によるものであり、競合優位性のポイントであると考えております。

(b) 新規ユーザーの獲得

新規ユーザーは、広告経由と広告以外経由に大きく分類でき、後者は認知拡大によるサービスでの指名検索やSEO対策(検索エンジン最適化)による検索流入で広告費をかけずに獲得できている状況です。

食品EC市場は2022年において2兆7,505億円と大きいため、市場からは今後も継続的な獲得が可能と捉えており、SEO対策を更に強化することで、1人あたり獲得コストを抑えたうえで新規ユーザーの獲得拡大を図ってまいります。

(c) クロスセル(顧客が利用しているサービスに加え、追加で別のサービスも利用してもらうこと)によるLTV(顧客生涯価値)向上

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」のユーザーに対して、ポケマルふるさと納税、チーズやフルーツ、野菜セット等の定期便のサブスクリプションサービス、食べる通信などの複数サービスの利用を促進し、クロスセルによるLTVの向上を図ってまいります。

② 関連サービスの成長

(a) 企業・自治体向けサービス

2020年度に、新型コロナウイルスの感染拡大による巣ごもり需要を背景として、ポケットマルシェは生産者数・消費者数・流通額が大きく伸長しました。それと時を同じくして、EC化を進展したい自治体からの引き合いも大きく伸びることとなり、取引自治体数は継続的に積み上がってまいりました。また、販路拡大を主目的とする取り組みがメインであったものの、ポケマルおやこ地方留学などのサービスも展開していくことで、観光分野や移住定住分野などの取り組みも可能となりました。それによって、新規取引先自治体の開拓や、既存取引先自治体の単価向上も見込まれています。

(b) ポケマルおやこ地方留学

自社によるプログラム開発だけでなく、プログラム開発・運営を担う現地のパートナーも作っていくことで、継続的に開催箇所を増やしてまいります。また、今後は移動とのセット販売などのアプローチも併せて行ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① ポケットマルシェの拡大

「ポケットマルシェ」が売上の面において中心となるサービスであるとともに、登録している生産者と消費者が他のサービスの基盤となっていることから、当サービスが当社において重要な位置付けとなります。そのため、当サービスの認知度を向上させ、新規顧客を引き続き獲得することが必要であり、SEOや広告を始めとしたマーケティング施策により継続して拡大を進めてまいります。また、生産者や消費者の利用するプロダクトのユーザビリティ向上にも引き続き努めてまいります。

② サービス展開の加速

当社は、「ポケットマルシェ」を軸として事業展開を行っており、売上・収益において当サービスの比率が高い状態(2022年12月期には個人向け食品関連サービスの売上高比率が83.2%)にあります。中長期に亘って成長するために、「ポケットマルシェ」に続く柱を確立していくことが重要であると考えております。

③ 優秀な人材の採用と育成

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。

当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、社内の環境整備や仕組みの構築を進めてまいります。

④ 経営管理と内部管理体制の強化

当社のさらなる成長のためには、事業拡大に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後も金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑤ 財務上の課題

当社は過年度において継続的な事業成長を図るため、サービスに関する開発や体制強化に伴う人員増強への投資を行った結果として、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」は、プラットフォーム型のビジネスであることから、売上高に占める費用の割合の通減とともに、売上高の成長を通じて当期純利益の黒字化を図っていくことが重要な課題と認識しております。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

当社は、自社のビジョンに照らして正しく事業運営をできているかを確認し経営判断に活かすために、社会的インパクト測定・インパクトマネジメント(企業や非営利組織の活動やサービスが、社会や環境に与えた変化や効果を可視化することを「インパクト測定」、社会的な効果に関する情報にもとづいて事業改善や意思決定を行い、インパクトの向上を志向することを「インパクトマネジメント」といいます)を実施しております。具体的には、主要な経営指標として売上高と同時に3つのインパクト指標を測定し法定開示書類で開示するとともに、コーポレートサイトやインパクトレポート等の形で自主的な情報発信も行っていく予定です。

(2) リスク管理

当社において、全社的なリスク管理は、リスク・コンプライアンス委員会(「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」にて詳述)において行っております。現在はサステナビリティに関するリスクの識別、優先的に対応すべきリスクの絞り込み等についても、リスク・コンプライアンス委員会で行っております。

(3) 戦略

① サステナビリティ

当社にとって生産者ならびに生産拠点である地方が持続可能であることは大変重要であり、また、生産者は気候変動や異常気象などの変化に対し、最初に影響を受ける存在でもあります。そのため、当社には生産者を通じて得た情報・知見からサステナビリティについて広く啓発する責務があると考えており、事業活動全体を通じて地球と地域・文化のサステナビリティに向かい合っております。

また、SDGsの17の目標に対する各事業ごとの主な取り組みは、次のとおりです。

当社にとって生産者ならびに生産拠点である地方が持続可能であることは大変重要であり、また生産者は気候変動や異常気象などの変化に対し、最初に影響を受ける存在でもあります。当社には、[生産者を通じて得た情報・知見からサステナビリティについて広く啓発する責務](#)があると考えており、事業活動全体を通じて地球と地域・文化のサステナビリティに向かい合っております。



2 ポケットマルシェ/おやこ地方留学

ポケットマルシェでの販売を通じて生産環境を安定化させ、また体験プログラムなどを通じて農業外収入を拡大させる。また災害時の応援商品開発などを通じ生産環境の復興に迅速に対応する。



12 規格外/未利用魚

生産者が一般的な流通には乗らない規格外の生産物や未利用魚を出品できるよう積極的に案内する。また広報やプロモーション活動を通じ啓発を行い、廃棄される食料を削減する。



7 ポケマルでんき/ソーラーシェアリング/洋上風力

再生可能エネルギー100%の電気を消費者へ提供することにより消費者のエネルギーに対する意識を変え、またソーラーシェアリングや洋上風力発電と生産者の接点を作り発電にも寄与する。



13 応援出品サポート/カナリアの声

災害時に迅速に生産者のサポートを行い応援商品の出品などを行う。また気候変動の生産現場への影響を「カナリアの声」という名称でコンテンツ化し定期的に発信を行う。



8 ポケットマルシェ

生産者が直接値付けし、出品から販売まで行うことで生産物の価値をあげ生産者が自らの仕事の価値を実感できるようにする。またそれに寄与した実感を消費者も得て経済を活性化させる。



14 ポケットマルシェ/食べる通信/こども食育クラブ

持続可能な水産物について漁業者や関係団体と連携し、実際に持続可能な漁業で獲られた魚介類と、その背景となる情報やコンテンツを同時に消費者に提供し啓発する。



11 関係人口創出/自治体支援

持続可能な町づくりを実践するため、関係人口を創出し誰もが参加できる持続可能な町づくりを支援する。また地方自治体と協働し事業を通じて地方の社会課題解決する。



15 食べる通信/こども食育クラブ/おやこ地方留学

自然の持続可能性について、そこから獲れる食料と、その環境についての情報やコンテンツを同時に消費者に提供し啓発する。また実際に現場へ足を運ぶプログラムを提供する。

② 人材の育成及び社内環境整備

当社は、持続的成長と企業価値向上にあたり、人材は最も重要な経営資源と考えております。従って、多様性に富んだ優秀な人材を積極的に採用し、事業の成長に取り組める人材の確保と継続的な雇用の創出に努めております。また、採用した社員の可能性を引き出し、その活力を組織として最大限活かすために、個人と企業が共に成長する環境と風土づくりを推進しています。

(4) 指標及び目標

① サステナビリティ

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」で記載した通り、インパクト指標として「生産者と消費者との『顔の見える取引』にかかる流通金額」、「生産者と消費者のコミュニケーション数」、「都市住民が生産現場で過ごした延べ日数」をインパクト指標として設定し、地球と地域・文化のサステナビリティに貢献するよう取り組んでおります。

② 人材の育成及び社内環境整備

当社は、上記「人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略」に記載した方針について、人材の育成・強化に取り組んでおり、具体的な指標及び目標については今後必要に応じて設定してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

なお、文中の将来に対する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性がある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) インターネット関連市場について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社はCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の運営を主力サービスとし、同サイトからの販売手数料収入が主な収益源となっております。同サービスの持続的な成長のためには、インターネットにおける技術の改善、環境の整備、そして利用の拡充が今後とも継続することが重要な要因と考えております。しかしながら、革新的な新技術や新たな法的規制の導入などにより、インターネット関連市場の利便性が損なわれ、今後のインターネット関連市場の発展が阻害される場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) システムトラブルについて(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社はオンラインプラットフォームの運営が主要なサービスであります。安定的な運用のため、継続的にシステム強化及びセキュリティ対策に注力しているものの、システムへの一時的な過負荷、ソフトウェアの不具合、外部からの不正アクセスによるシステムへの侵入、火事やその他自然災害、予期せぬ電力供給の停止、事故等によって、当社のシステムがダウンした場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティについて(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、第三者からのサーバー等への侵入に対して、ネットワーク監視システム等で常時モニタリングを行い、データの送受信にあたっては暗号化を行う等のセキュリティ対策を講じております。

しかしながら、外部からの悪意あるアクセスにより顧客情報及び顧客の有する重要な情報を不正に入手される可能性や、データが改竄される可能性、または各サービスへの急激なアクセス増加に伴う負荷や自然災害等に起因するデータセンターへの電力供給の停止等、予測不可能な要因によってシステムが停止する可能性は否定できません。

このような事態が生じた場合には、当社に対する法的責任の追及、企業イメージの悪化等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の管理について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、オンラインプラットフォームの運営が主力サービスであり、そこで扱っている会員等の個人情報につきまして、外部からの不正アクセスや、故意または過失による情報漏洩、商品発送を行う生産者による情報漏洩、またそれら以外の想定していない事態は完全には排除できないことから、個人情報の外部流出等が発生する可能性があります。

このような事態が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

このリスクに対応し、ISMS(※)を取得、データの暗号化、厳格なアクセスコントロール、並びに外部機関から定期的にシステム診断を受けること等に努めているほか、情報セキュリティ基本規程をはじめとする情報システムに関する各種規程・マニュアルを制定し、全社員を対象とした社内教育を徹底しております。また、発送情報を取り扱う生産者に対しても、発送情報へのアクセスを一定期間のみに制限するシステム制御を行うとともに注意喚起を徹底しております。

(※)ISMS(Information Security Management System 情報セキュリティマネジメントシステム)：組織における情報資産のセキュリティを管理するための枠組み。

- (5) 自然災害等について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

大地震、台風、火山の噴火等の自然災害及び事故、火災等により、システム開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限、配送網の分断、混乱等の不測の事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- (6) 国内の農水産業環境の変化について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

自然環境の変化、過疎高齢化等による自然環境の悪化に伴い、国内の農水産業に関わる生産者の離職が増加した場合、プラットフォームへの出品量が減少する可能性があります。その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- (7) 特定の第三者に対する依存度について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、ユーザーの決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しています。

また、当社は商品の配送について主としてヤマト運輸株式会社に依っております。

今後これらの事業者との取引条件の変更、事業方針等の見直し及び配送状況の変化等があった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。通常より良好な関係を維持継続できるよう努めております。

- (8) 新規事業について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、今後さらなる事業拡大及び非連続的な成長を目指し、新サービスや新規事業に取り組んでいく方針であります。新規投資においては、将来性を考慮し慎重な判断を行う考えではありますが、人材、システム開発、固定資産や広告宣伝費等の追加投資が発生する可能性があります。そのような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新サービスや新規事業の属する市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができない可能性があり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分や減損により損失が生じる可能性があり、そのような場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- (9) 特定人物への依存について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の創業者である代表取締役高橋博之は、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。何らかの理由により同人による業務執行が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。同人に過度に依存しないよう、経営幹部人材の拡充、採用・育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでいます。

- (10) 税務上の繰越欠損金について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：長期、影響度：大)

当社は、事業開始後継続してサービスに関する開発や拡大に伴う人材の採用を行ってきたことから、創業以来当期純損失を計上しており、第8期事業年度末日には当社において税務上1,544,155千円の繰越欠損金が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限も設けられております。よって計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画どおり利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

- (11) 法的規制について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：大)

当社では事業運営にあたり、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、著作権法、意匠法、商標法、個人情報の保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律(電子消費者契約法)、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律、電気通信事業法、旅行業法、地方税法、食品表示法、健康促進法、計量法といった法令の影響を受けます。

これらの法令の改正や新たな法令の制定、監督官庁の見解の変更、社会構造の変化等想定外の事態の発生等により当社の展開する事業が法令に抵触した場合やオンラインプラットフォーム出品者である生産者が各種法令を遵守せずプラットフォームの評価が下がった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに対しては、顧問弁護士等の外部専門家と協議し、法改正等の情報収集を行い、従業員教育等を徹底するとともに、法令遵守体制の構築と強化を図っております。また、オンラインプラットフォームの出品者である生産者が遵守すべき各種法令についても、プラットフォームの出品状況の監視を行うとともに、生産者への注意喚起を徹底しております。

(12) 物価上昇について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

農水産物の収穫までにかかる燃料費をはじめとする各種の費用高騰により生産者がオンラインプラットフォームに出品する際の金額が上昇する場合、また、物流業者での燃料費・人件費等の上昇を受け配送費用が上昇する場合、消費者の購買意欲に影響を与え、ひいては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 食の安全性について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、全国の農家・漁師から、直接やりとりをしながら旬の食べ物を買うことができるプラットフォームを運営しております。万一、食材への異物混入や食中毒等の衛生問題が発生した場合、原則としては販売主体である生産者の販売責任ではあるものの、消費者の「食の安全性」に対する不安心理が高まり、当社のブランドイメージの失墜やサービス利用者数が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そうしたトラブルを防止するため、出品の監視を行うとともに、梱包や配送にあたっての注意事項を生産者に教育することに取り組んでおります。

(14) サービスの健全性の維持について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社が運営するCtoCプラットフォームでは、サービス内における法令違反や公序良俗違反等の禁止事項を利用規約に明記するとともに、出品状況やメッセージ等の監視を行うことで、法令に反した出品をなくすと同時に生産者・消費者間のトラブルを未然に防止し、プラットフォームの健全性を確保しております。

しかしながら、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合や、禁止事項を発見または排除することができないことにより、プラットフォームとしての健全性を確保できない場合において、当社のサービスに対する信頼性が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 業績の季節性について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の四半期における業績は、第4四半期(10月～12月)において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。これは、自治体支援サービスの実施が集中すること、ふるさと納税の需要が年末にピークになること等によるものです。一方、当社の第2四半期(4月～6月)は、自治体支援サービスが、自治体年度のスタートとともに、自治体の事業発注先の選定などの準備期間にあたる等の理由から、他の四半期と比較して売上が減少する傾向があります。

したがって、当社の上半期又は四半期別の業績のみを基に、当社の通期の業績を見通すことは困難であることに留意する必要があります。当社は、当該季節的要因を踏まえた予算を策定し、売上高及び利益の確保に努めておりますが、何らかの事情により計画通りに需要が伸びなかった場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、直近2年間の四半期ごとの売上高、年間売上高に占める割合及び営業損失は以下の通りであります。第7期事業年度は、自治体支援サービスとふるさと納税サービスの立ち上げ期であり、偏重の傾向はありません。

	第7期事業年度(2021年12月期)			第8期事業年度(2022年12月期)		
	売上高 (千円)	構成比 (%)	営業損失(△) (千円)	売上高 (千円)	構成比 (%)	営業損失(△) (千円)
第1四半期	105,604	23.7	△130,056	138,042	21.7	△178,089
第2四半期	101,217	22.7	△153,204	108,098	17.0	△143,020
第3四半期	120,227	27.0	△194,566	150,408	23.6	△96,455
第4四半期	118,262	26.6	△171,917	239,437	37.6	△58,425

- (16) 新型コロナウイルス等の感染症の影響について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

新型コロナウイルスに代表される感染症・伝染病の流行等によって、拡散脅威や外出禁止令による経済活動の停滞が起きる可能性があります。感染症の再流行・長期化が起きることで、オンラインプラットフォームでの取引は拡大するものの、ポケマルおやこ地方留学の需要が減少することや、イベントの開催自粛などにより新規営業活動が想定通りに進まなくなるなどのリスクがあると考えております。このような事態が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績並びに今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

- (17) 知的財産権について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、運営するサービス名について複数の商標登録を行っており、今後もオンライン・オフラインを問わず新たなサービスを展開する際にも、関連する商標登録を行っていく方針としております。また当社が運営するインターネットサイトに掲載する画像については第三者の知的財産権を侵害しないように監視・管理を行っておりますが、今後も知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、このような事態が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。かかるリスクに対しては、顧問弁護士等とも連携し、最新の情報を収集するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、社内の管理体制を構築することにより対応しております。

- (18) 人材の確保について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は今後の事業拡大及び収益基盤の拡充のためには、優秀な人材を確保及び育成することが不可欠と認識しております。しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社の事業拡大の制約となり、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある重要なリスクと認識しております。当社では、今後の事業の成長に応じて採用活動を行うとともに、成長ポテンシャルの高い人材の育成を同時に進め、内部管理体制及び業務執行体制の充実を図っていく方針であります。

- (19) 配当政策について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考えております。しかしながら、現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、もって将来に向けての事業拡大と効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績と必要な内部留保を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点においては配当の実施及びその実施時期等については未定であります。

- (20) 社歴の浅いことについて(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は2015年2月の設立から本書提出日まで約8年と社歴が浅いため、業績に影響を与えうる全ての事象を網羅的に経験していると断じることが出来ず、不測の事象により事業計画の達成を阻害する要因が生じうる可能性を残しております。創業以来蓄積してきた経営ノウハウや過去データに基づく将来予測を可能な限り精緻に実施していくことで、当該リスクが顕在化する可能性を最小化できるよう努めてまいります。

- (21) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：中期、影響度：中)

当社は取締役・従業員・外部協力者に対し、長期的な企業価値向上に資するインセンティブとして新株予約権を付与しているほか、今後も優秀な人材確保のため新株予約権その他のエクイティ・インセンティブプランを発行する可能性があります。これらが権利行使された場合等には、当社株式が新たに発行又は交付されることにより、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があるとともに、これらの株式が一度に大量に市場に流入することとなった場合等には適切な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。本書提出日現在でこれらの新株予約権に係る潜在株式数は224,000株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計2,130,750株の10.51%に相当します。

(22) 競合他社の影響について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社と同様にEC事業、旅行事業を営んでいる有力な競合企業が存在しておりますが、当社は生産者と消費者のユーザー基盤、継続的な購買を促進する仕組み等の強みを活かしております。

しかしながら、有力な競合企業が、その資本金、営業力等を現状以上に活用してサービスや商品の販売に取り組み、当社の想定している以上に競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社及び競合他社においてシステムや手数料等の経済条件の変更がなされた際に、当社の提供するサービスと明確な差異が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の販売手数料については、経済状況を鑑み2022年1月に15%から20%に引き上げた実績があり、今後も状況に応じて変更の可能性があります。

(23) 過年度の継続的な損失計上について(顕在化の可能性：中、顕在化の時期：短期、影響度：中)

当社は、事業開始後継続してサービスに関する開発や拡大に伴う人材の採用を行ってきたことから、創業以来当期純損失を計上しております。これにより安定したプラットフォーム運営をはじめとする各種サービスの売上獲得に寄与しており、今後は利益を継続的に計上することが可能になると考えております。ただし、当社が想定した以上の業界の変化、競争の激化等が発生した場合には、当期純損失計上が続き、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(24) 内部管理体制について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の整備、運用が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 訴訟等について(顕在化の可能性：低、顕在化の時期：特定時期なし、影響度：中)

本書提出日現在において当社を当事者とする訴訟等の法的手続はありません。しかしながら、将来訴訟等による請求を受け、またはその他の形で当社を当事者とする訴訟等の法的手続が行われる可能性はあります。

また、当社サービスの利用者による違法行為やトラブル、第三者の権利侵害があった場合には、当社の利用規約において当社は損害賠償責任を負わない旨を定めておりますが、当社サービスの利用者による違法行為等により、当社に対する訴訟を提起される可能性があります。このような事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響が及ぶ可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 財政状態の状況

第8期事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（資産）

当事業年度末における流動資産は666,314千円となり、前事業年度末に比べ68,139千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が77,976千円増加したことによるものであります。固定資産は17,233千円となり、前事業年度末に比べ8,964千円増加いたしました。これは主に、無形固定資産が4,307千円増加及び投資その他の資産が5,451千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、683,547千円となり、前事業年度末に比べ77,104千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は545,628千円となり、前事業年度末に比べ109,193千円増加いたしました。これは主に、短期借入金が113,500千円増加したことによるものであります。固定負債は4,879千円となり、前事業年度末に比べ1,375千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が1,521千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、550,508千円となり、前事業年度に比べ107,817千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は133,039千円となり、前事業年度末に比べ30,713千円減少いたしました。これは主に新株発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ145,732千円増加しましたが、当期純損失計上により利益剰余金が322,178千円減少したことによるものであります。

第9期第3四半期累計期間（自 2023年1月1日 至 2023年9月30日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は655,538千円となり、前事業年度末に比べ10,775千円減少いたしました。これは主に売掛金が36,924千円及び現金及び預金が11,482千円増加しましたが、未収入金が58,603千円減少したことによるものであります。固定資産は14,585千円となり、前事業年度末に比べ2,647千円減少いたしました。これは主に差入保証金が3,018千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、670,124千円となり、前事業年度末に比べ13,423千円減少いたしました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は433,175千円となり、前事業年度末に比べ112,452千円減少いたしました。これは主に預り金が63,234千円、未払金が38,747千円及び短期借入金が13,500千円減少したことによるものであります。固定負債は204,879千円となり、前事業年度末と比べ200,000千円増加となりました。これは長期借入金が200,000千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、638,055千円となり、前事業年度末に比べ87,547千円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は32,069千円となり、前事業年度末に比べ100,970千円減少いたしました。これは主に新株発行及び新株予約権の権利行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,775千円増加しましたが、四半期純損失計上により利益剰余金が171,620千円減少したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第8期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度は、4月に社名を「雨風太陽」へと変更し、ビジョンを「日本中あらゆる場の可能性を花開かせる」、ミッションを「都市と地方をかきまぜる」と定め直しました。巣ごもり需要をとらえてCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」が大きく拡大した状況で、そうした基盤を活用し、更なる社会的インパクトの創出のために、事業展開を図っていくことを考えております。7月には小学生のお子さんと親御さんが生産者のもとで自然に触れて命の大切さを学ぶ、地方留学プログラム「ポケマルおやこ地方留学」を開始いたしました。

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」においては、リアルでの消費活動が本格的に再開され出したことから、前事業年度までの巣ごもり消費の反動もありましたが、利用する生産者は約7,200人、利用するユーザー数は60万人を突破しました。また、「ポケマルふるさと納税」は、参画自治体数が43自治体、出品商品数が約1,100品で、ふるさと納税のピーク時である年末を迎えました。その結果、年間でのふるさと納税額は前事業年度(9月から12月まで)と比較して約3倍に伸長しました。さらには、当期は、7月に「にっぽんのチーズ定期便」、9月に「王道フルーツ定期便」、10月に「新米7種の食べ比べセット」を販売開始するなど、当社が全国各地の商品を選定する形での商品開発も開始しました。今後も消費者ニーズを捉えてさまざまな切り口での商品開発を行う予定です。

一方、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の基盤を活用する形で企業や自治体との協業案件の拡大、食べる通信の推進にも取組みました。企業との協業では、前事業年度のシャープ株式会社とのウォーターオープンヘルシオ×12ヶ月食材定期便に続く形で、調理家電×食材セットの販売を新たに5社と実施したことに加え、10月には、株式会社日本経済社との協業のもとフードロス食材を企業従業員の方にご購入いただく新たな取組み(企業主導型フードロス削減プログラム/第1期は5社参画)の提供も開始しました。また、自治体との協業では、群馬県、和歌山県、青森県十和田市、青森県黒石市、和歌山県橋本市などと連携したCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」内でのクーポンキャンペーン、ライブコマースなど販促事業に取り組み、年間を通した取引自治体数は31(前年同期比155%)となりました。食べる通信においては、2月に「海苔食べる通信」を創刊しました。

ポケマルおやこ地方留学は、2022年11月に第3種旅行業から第2種旅行業に変更し、日本全国で募集型企画旅行を実施することが可能になりました。7月から8月にかけて実施した夏季プログラムの成果も踏まえて、冬季プログラムでは、岩手県遠野市を滞在拠点とし、花巻市、釜石市を対象地域に、12月25日から3泊と4泊の2プランを並行して催行しました。3泊プランには3家族10名、4泊プランには5家族26名の参加をいただき、うち4家族が夏季プログラムからのリピート参加でした。冬季プログラムでは新たに2つのサービスを組み込みました。1点目は初めて未就学児の体験アクティビティ受け入れも試験的に実施し、保育士帯同のもと4名の未就学児がアクティビティに参加しました。2点目として食事サービスとして夕食をつけた運用としました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高635,988千円(前年同期比42.8%増)、営業損失475,991千円(前年同期は649,745千円の営業損失)、経常損失321,313千円(前年同期は564,844千円の経常損失)、当期純損失322,178千円(前年同期は568,220千円の当期純損失)となりました。

なお、当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第9期第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

当年度の第3四半期においては、引き続きCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を中心としつつ、他サービスも含めて継続的な成長を遂げております。具体的には、行政における新年度が4月から開始することに伴い、行政からの受託案件も徐々に増加し、今年度の取引自治体数は9月時点で36自治体となっております。また、昨年より開始したサブスクリプションサービスも順調にラインナップを拡充しております。

CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」においては、登録ユーザー数が70万人を超え、順調に拡大を続けております。また、ふるさと納税については、総務省の制度改正に伴う駆け込み需要があり、9月は見込みを大幅に超えました。さらには、サブスクリプションサービスとして、7月に「ぶどうの最旬リレー定期便」、8月に「秋の味覚フルーツ定期便」、9月に「りんごのコンプリート定期便」といった定期便サービス、8月に「夏の魚介・贅沢セット」といった詰め合わせ商品の販売を行うなど、全国各地の生産者ネットワークを活用した商品開発も積極的に展開しました。

行政からの受託案件については、第2四半期と同様の傾向が続き、従来メインであった、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を基盤とした一次商品の販促に係るサービスに加えて、移住や観光分野の新領域でのサービスが増加しています。第3四半期では、新たに宮崎県より県産水産物の販路開拓業務、岩手県より県産農林水産物の販路開拓業務、佐賀県より移住セミナーの企画運営業務等を受託し、実施しております。

夏に開催した「ポケマルおやこ地方留学」は、北海道・岩手・京都・和歌山・福岡での5箇所で開催され、のべ293名が地方に1999日間滞在しました。2022年度夏季の1拠点開催に比較し開催拠点の拡充を行い、順調に推移しております。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高593,196千円、営業損失211,991千円、経常損失170,972千円、四半期純損失171,620千円となりました。

なお、当社は、関係人口創出セグメントの単一セグメントで事業運営を行なっておりますが、個人向け食品関連サービス、企業・自治体向けサービス、個人向け旅行関連サービスの3種類のサービスに分類することができ、当第3四半期累計期間の売上は、個人向け食品関連サービス422,949千円、企業・自治体向けサービス143,805千円、個人向け旅行関連サービス26,441千円となっております。

また、当社が主要な経営指標と置いているインパクト指標については、サービス開始より、①顔の見える流通総額は累計で約79億530万円、②コミュニケーション数は累計で約874万9000件、③都市住民が生産現場で過ごした延べ日数は累計で2,631日となっております。

③ キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ77,976千円増加し、当事業年度末には400,167千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は313,414千円となりました。これは主に、税引前当期純損失321,313千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は11,905千円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出4,724千円及び差入保証金の差入による支出5,451千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は403,297千円となりました。これは主に、短期借入金の純増減額113,500千円及び新株の発行による収入291,465千円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

第8期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	第8期事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		第9期事業年度第3四半期 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
関係人口創出事業	635,988	142.8	593,196

(注) 最近2事業年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析につきまして、「(1)経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第8期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は635,988千円(前年同期比42.8%増)となりました。これは主に、前事業年度までの巣ごもり消費の反動もありましたが、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を中心とした各サービスが継続して成長した結果となります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は154,807千円(前年同期比33.6%増)となりました。これは主に、支払送料が41,850千円増加しております。

この結果、当事業年度の売上総利益は481,180千円(前年同期比46.1%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は957,171千円(前年同期比2.2%減)となりました。これは主に、保守・システム利用料が16,454千円、役員報酬が14,750千円増加した一方、支払送料が48,787千円減少しております。

この結果、当事業年度の営業損失は475,991千円(前年同期は営業損失649,745千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度の営業外収益は156,868千円(前年同期比77.4%増)となりました。これは主に、補助金収入134,017千円によるものであります。

当事業年度の営業外費用は2,191千円(前年同期比37.5%減)となりました。これは主に、チャージバック損失1,085千円及び支払利息748千円によるものであります。

この結果、当事業年度の経常損失は321,313千円(前年同期は経常損失564,844千円)となりました。

(法人税、住民税及び事業税、当期純損失)

当事業年度の法人税、住民税及び事業税は865千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純損失は322,178千円(前年同期は当期純損失568,220千円)となりました。

第9期第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は593,196千円となりました。詳細につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載のとおりです。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は217,744千円となりました。これは主に、支払送料によるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は375,451千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は587,442千円となりました。これは主に、給料及び手当、業務委託費及び決済手数料によるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の営業損失は211,991千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当第3四半期累計期間の営業外収益は49,041千円となりました。これは主に、補助金収入25,902千円及び助成金収入15,856千円によるものであります。

当第3四半期累計期間の営業外費用は8,022千円となりました。これは主に、チャージバック損失2,839千円及び支払利息2,457千円によるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の経常損失は170,972千円となりました。

(法人税、住民税及び事業税、四半期純損失)

当第3四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税は648千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の四半期純損失は171,620千円となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローは、「(1)経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、事業規模の拡大による人件費、支払送料及び広告宣伝費であります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

当事業年度末における短期及び長期借入金残高(1年内返済予定を含む)は115,021千円となっております。また、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は400,167千円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当事業年度において実施した設備投資はありません。

当社は関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

当第3四半期累計期間において実施した設備投資はありません。

当社は関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	建物附属 設備	工具、器具 及び備品	商標権	合計	
本店 (岩手県花巻市)	事務所	0	1,642	—	—	1,642	— [1]
東京オフィス (東京都渋谷区)	事務所	—	—	455	4,583	5,038	37 [23]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本店等の建物を賃借しております。年間の支払家賃は14,796千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パートタイマー)は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2023年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月	完成後 の増加 能力
		総額 (千円)	既支払金額 (千円)				
東京オフィス (東京都渋谷区)	外部連携シス テム構築	165,600	—	増資資金	2024年1月	2025年12月	(注2)
東京オフィス (東京都渋谷区)	オフィス移転 (敷金、内装 設備)	44,230	—	増資資金	未定 (注3)	未定 (注3)	(注2)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 完成後の増加能力は、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 着手及び完了予定年月は、2024年12月期を想定しておりますが、未確定であります。

4. 当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,627,000
計	7,627,000

(注) 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議により、2023年8月30日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数が19,492株減少し、30,508株となっております。また、2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っており、またこれに伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,596,492株増加し、7,627,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,906,750	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	1,906,750	—	—

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。
2. 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

名称	第1回新株予約権
決議年月日	2016年6月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4
新株予約権の数(個) ※	900[―] (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式900[―] (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	50,000[―] (注)3
新株予約権の行使期間 ※	2016年6月6日～2036年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 51,000[―] 資本組入額 25,500[―]
新株予約権の行使の条件 ※	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)6

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,000円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注5)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注5)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、権利者の死亡から6か月以内に当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

(1) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権1個につき、本新株予約権1個あたりの発行価額に相当する金額で取得することができる。

① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役

② 当社又は子会社の使用人

③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

- (2) 下記のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権 1 個につき、本新株予約権 1 個あたりの発行価額に相当する金額で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ④ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
6. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、注 2 に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、注 3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 上表の新株予約権を行使することができる期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。

名称	第2回新株予約権
決議年月日	2018年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 7 外部協力者 2
新株予約権の数(個) ※	95[85] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式95[21, 250] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	200,000[800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年5月29日～2028年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 200,000[800] 資本組入額 100,000[400] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第3回新株予約権
決議年月日	2018年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個) ※	5[5] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5[1, 250] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	280,000[1, 120] (注)2、6
新株予約権の行使期間 ※	2020年12月13日～2028年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 280,000[1, 120] 資本組入額 140,000[560] (注)6
新株予約権の行使の条件 ※	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第4回新株予約権
決議年月日	2020年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11
新株予約権の数(個) ※	20[15] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式20[3, 750] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	350,000[1, 400] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2022年1月28日～2030年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 350,000[1, 400] 資本組入額 175,000[700] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第6回新株予約権
決議年月日	2020年7月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 外部協力者 1
新株予約権の数(個) ※	35[35] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式35[8,750] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	450,000[1,800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2022年7月11日～2030年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 450,000[1,800] 資本組入額 225,000[900] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第7回新株予約権
決議年月日	2020年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9
新株予約権の数(個) ※	25[22] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式25[5, 500] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	450,000[1,800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2022年12月1日～2030年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 450,000[1,800] 資本組入額 225,000[900] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第8回新株予約権
決議年月日	2021年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7 当社従業員 18
新株予約権の数(個) ※	242[235] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式242[58,750] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	450,000[1,800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2023年9月28日～2031年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 450,000[1,800] 資本組入額 225,000[900] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに準じて決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第9回新株予約権
決議年月日	2022年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 17
新株予約権の数(個) ※	304[293] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式304[73,250] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	765,000[3,060] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2024年11月17日～2032年11月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 765,000[3,060] 資本組入額 382,500[1,530] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第10回新株予約権
決議年月日	2023年 2 月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	—[30] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式—[7, 500] (注) 1、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	—[3, 060] (注) 2、 6
新株予約権の行使期間 ※	2025年 2 月22日～2033年 2 月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 —[3, 060] 資本組入額 —[1, 530] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から 6 か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合(株式交付による場合を除く。)にはこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

名称	第12回新株予約権
決議年月日	2023年8月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 3
新株予約権の数(個) ※	—[146] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式—[36,500] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	—[1,800] (注) 2、6
新株予約権の行使期間 ※	2025年8月26日～2033年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 —[1,800] 資本組入額 —[900] (注) 6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注4)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注4)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
5. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法組織再編行為の条件等を勘案の上、第4項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際、本項の取扱いに決定する。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

名称	第11回新株予約権
決議年月日	2023年3月3日
新株予約権の数(個) ※	—[30] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式—[7, 500] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	—[3, 023] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2023年3月16日～2028年2月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 —[3, 023] 資本組入額 —[1, 511] (注) 5、6
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	会社所定の承認機関による承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は250株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 新株予約権の割当日後、行使価額の調整の必要が生じる場合は、次の算式により払込金額を調整し、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 本新株予約権は、当社が、株式会社日本政策金融公庫(以下、「公庫」)の制度融資である、新事業育成資金(新株予約権付融資)を利用するにあたり、融資実行と同時に公庫に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- (1) 原則として、当社が株式公開を行った後に、公庫は、本新株予約権を当社代表取締役である高橋博之(以下、「高橋」)又は同人が公庫に対して斡旋した者(当社を含む)に売却するものとする。この場合には、(6)①アに定められた基準日を起算日として14日以内に売却することとする。ただし、当社が、本新株予約権が上場審査に支障をきたすおそれがあることを示した場合には、公庫は、本新株予約権を株式公開前に売却することができるものとする。
- (2) 損益状況、財務状況、その他当社の経営状況からみて、当社株式の公開が可能であるにもかかわらず、当社が株式公開を申請しない場合には、(1)の定めに拘らず、公庫は、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。ただし、公庫は、本新株予約権の行使請求期限までに当社発行の株式の株式公開が確実であると判断した場合等においては、本新株予約権の売却を猶予することができる。
- (3) 当社が合併、株式分割、株式交換、株式移転又は事業の譲渡等を行うことにより、公庫に不利益が生じると認められる場合には、上記(1)の定めに拘らず、公庫は高橋と協議のうえ、本新株予約権を高橋又は同人が公庫に斡旋した者に売却することができるものとする。

- (4) 上記(1)、(2)、又は(3)の場合において、高橋又は同人が公庫に対して斡旋した者が、何らかの理由で本新株予約権を買い取ることができない場合には、公庫は、高橋と協議のうえ公庫が選定した者に本新株予約権を売却することができるものとする。
- (5) 本新株予約権の売買価格は原則として次のとおり算出する。
- 売買価格 = (株式の時価－行使価額) × 本新株予約権の行使により発行すべき株式数
- ただし、株式の時価が行使価額を上回らない場合には、公庫は高橋と協議の上、売買価格を決めることができる。
- (6) 株式は時価により評価することとし、原則として、次に定めるいずれかの金額を基準株価として、公庫及び高橋が合意した価格とする。ただし、上記(2)により本新株予約権の売却を猶予した場合においては、原則として公庫が当社発行の株式の株式公開が確定であったと判断した時点の株式の時価を下限とする。
- ① 上記(1)の事由により売買を行う場合
- ア 株式公開後に売買を行う場合
- (ア) 上場日以後1ヵ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)
- (イ) 上場日以後1ヵ月間を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日の前営業日の金融商品取引所における終値の価格
- ただし、金融商品取引所の規則等により本新株予約権の継続保有の確約を書面により提出している場合は、原則として、上場日以後6ヵ月間(当該日において本新株予約権を取得した日以後1年間を経過していない場合には、1年を経過する日)を経過した日(当該日が金融商品取引所の休業日である場合はその翌営業日)を基準日とし、当該基準日を含めて前1ヵ月間の金融商品取引所における終値の単純平均の価格(1円未満の端数は切捨て)
- イ 株式公開前に売買を行う場合
- (ア) 当社の金融商品取引所への上場に伴う募集株式発行に関する募集価格
- (イ) 当社の金融商品取引所への上場に伴う売出株式に関する売出価格
4. 会社が、合併(会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」)会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するという。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における新株の払込金額中資本金に組入れない額は、新株の払込金額より資本金に組入れる額を減じた金額とする。資本金に組入れる額とは、新株の払込金額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。新株の払込金額とは、権利行使に際して払い込みをなすべき額をいう。七その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (7) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 2023年8月29日付で権利行使価格を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資を実施したことに伴い、権利行使価格を調整しております。
6. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年11月15日 (注) 1	714	3,506	99,960	237,975	99,960	212,975
2019年3月29日 (注) 2	228	3,734	39,900	277,875	39,900	252,875
2019年7月31日 (注) 3	144	3,878	25,200	303,075	25,200	278,075
2020年5月12日 (注) 4	555	4,433	99,900	402,975	99,900	377,975
2020年8月14日 (注) 5	1,447	5,880	325,575	728,550	325,575	703,550
2020年11月30日 (注) 6	309	6,189	69,525	798,075	69,525	773,075
2020年12月28日 (注) 7	—	6,189	△387,261	410,813	—	773,075
2021年4月21日 (注) 8	100	6,289	2,550	413,363	2,550	775,625
2022年12月16日 (注) 9	—	6,289	△213,363	200,000	△775,625	—
2022年12月28日 (注) 10	381	6,670	145,732	345,732	145,732	145,732
2023年8月29日 (注) 11	57	6,727	12,825	358,557	12,825	158,557
2023年8月30日 (注) 12	900	7,627	22,950	381,507	22,950	181,507
2023年9月2日 (注) 13	1,899,123	1,906,750	—	381,507	—	181,507

- (注) 1. 有償第三者割当増資 714株
発行価格 280,000円
資本組入額 140,000円
割当先 PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、小橋工業株式会社
2. 有償第三者割当増資 228株
発行価格 350,000円
資本組入額 175,000円
割当先 株式会社電通（現 株式会社電通グループ）、株式会社OKBキャピタル
3. 有償第三者割当増資 144株
発行価格 350,000円
資本組入額 175,000円
割当先 岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合、株式会社アドニス
4. 有償第三者割当増資 555株
発行価格 360,000円
資本組入額 180,000円
割当先 小橋工業株式会社
5. 有償第三者割当増資 1,447株
発行価格 450,000円
資本組入額 225,000円
割当先 株式会社丸井グループ、PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、株式会社オレンジページ、せとうち観光活性化投資事業有限責任組合、ステージアップファンド投資事業有限責任組合
6. 有償第三者割当増資 309株
発行価格 450,000円
資本組入額 225,000円
割当先 農林中央金庫
7. 2020年12月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補を行うための処分を行ったものであります。なお、資本金の減少割合は48.5%となっております。
8. 新株予約権の行使による増加であります。

9. 2022年12月8日開催の臨時株主総会決議に基づき、累積損失の早期解消による今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するために、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補を行うための処分を行ったものであります。なお、資本金の減少割合は44.3%となっております。
10. 有償第三者割当増資 381株
発行価格 765,000円
資本組入額 382,500円
割当先 PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.、小橋工業株式会社、大分VCサクセスファンド6号投資事業有限責任組合、株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス
11. 有償第三者割当増資 57株
発行価格 450,000円
資本組入額 225,000円
割当先 PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合、小橋工業株式会社
12. 新株予約権の行使による増加であります。
13. 株式分割(1:250)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

2023年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	24	1	—	35	60	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	12,141	325	—	6,588	19,054	1,350
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	63.69	1.70	—	34.60	100	—

(注) 所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,905,400	19,054	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 1,350	—	—
発行済株式総数	1,906,750	—	—
総株主の議決権	—	19,054	—

- (注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で株式1株につき250株の割合で株式分割を行います。これにより発行済株式総数は1,899,123株増加し、1,906,750株となっております。
2. 2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年9月2日付で定款の一部変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社はいまだ成長過程にあると認識しており、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、サービスの収益力強化のためのプラットフォーム開発や優秀な人材の採用育成等に充当し、なお一層の事業拡大を実現することで将来における安定的かつ継続的な利益還元に関与するものと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、各期の営業成績と内部留保のバランスを勘案し株主に対して利益還元を実施していく方針です。現時点においては配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「都市と地方をかきまぜる」をミッションとし、当社サービスの利用者、株主、取引先、社員、社会といったあらゆるステークホルダーからの信頼並びに満足が高めるために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠と認識しております。この考え方にに基づき、迅速で合理的な意思決定、法令遵守、適時開示の体制強化に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく機関として、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は社外取締役3名を含む8名で構成されており、監査役会は社外監査役3名で構成されております。業界に対する知見、経営全般に対する高い見識を持つ社外取締役が取締役の職務執行の監督を行い、法務、会計に関する専門知識を持つ社外監査役が公正かつ独立の立場から監査を行うことが、経営の効率性と健全性の確保に有効であると判断しております。

イ) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行うほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催することとなっております。

取締役会では、法令及び定款に定めのあるもののほか経営に関する重要な意思決定を行っており、各取締役から担当する業務執行の状況報告を行わせることで情報共有に努めております。取締役会は、代表取締役高橋博之を議長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、社外取締役 永田暁彦、社外取締役 清水俊樹、社外取締役 小橋正次郎の8名で構成されております。また、取締役会には監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

ロ) 監査役会

当社の監査役会は、原則として月に1回開催しているほか、必要に応じ、臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び「監査役監査基準」に基づき、取締役会への意思決定の適法性について意見交換するほか、常勤監査役による各事業部門に対する監査役監査の結果報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、原則として監査役の全員が定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べるとともに、取締役へのヒアリングを行い、情報を収集しております。

監査役会は、常勤監査役 大貫美穂を議長として、社外監査役 大久保和樹、社外監査役 吉田正通の3名で構成されています。3名全員が社外監査役であり、うち公認会計士1名、弁護士1名を含みます。

ハ) 経営会議

経営会議は、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図ることを目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、必要に応じて経営会議が指名した者で構成されています。経営会議は、原則として毎週1回開催しているほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会へ付議される事項を含む重要な事項に関する討議、各取締役の担当する業務に関する情報共有等をする機関としての役割を果たしております。

ニ) 内部監査

当社では独立した内部監査担当部署は設置していませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人が会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進を図るため、内部監査を運用しています。なお、内部監査人は自己の所属する部門の監査をすることができないものとしており、代表取締役が他部門又は社外から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。各監査役及び外部監査人とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っています。

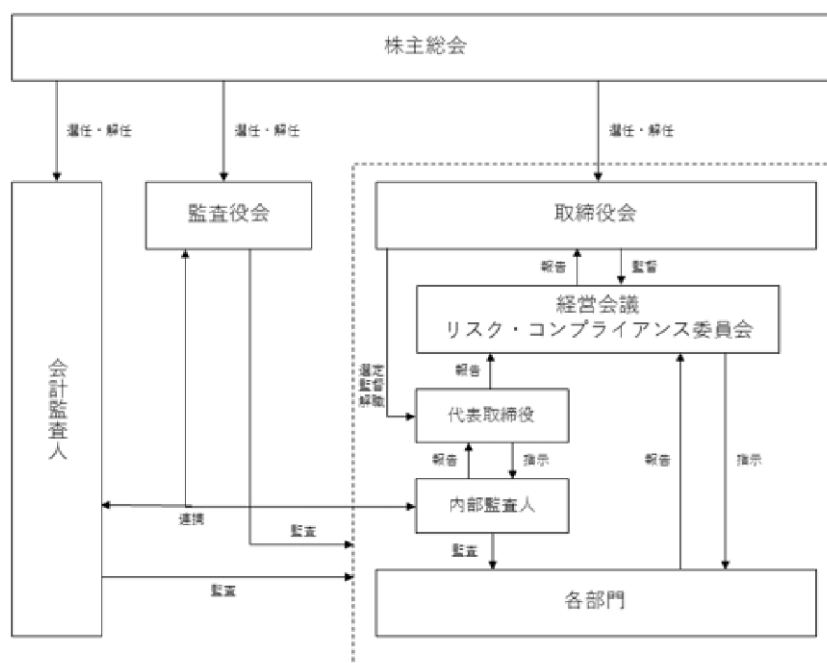
ホ) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ヘ) リスク・コンプライアンス委員会

当社では財務報告に係る内部統制の基本規程及びリスクマネジメント規程に基づき、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、法令等の遵守の観点から、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用が適切に行われ、財務報告に虚偽記載の発生するリスクが管理されているかどうかを監督しているほか、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 高橋博之を委員長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、常勤社外監査役 大貫美穂、経営管理部長及びその他必要と認めた部長・関係者で構成されております。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るために経営会議を設置するとともに、各種リスクの網羅的な把握及び対応を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査人を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的な企業価値の向上を図っております。

以上のような企業統治の体制により、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できるものと判断し、現在の体制を採用しております。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること及び、その他会社の業務の適正を確保するため、2022年5月18日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」を制定し、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

他の業務部門から独立した内部監査人は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役에게報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。

取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスクマネジメント規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。内部監査人は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

ホ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。

当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

へ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

ト) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

チ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

リ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。

監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

ヌ) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。

必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

③ コンプライアンス体制について

a. コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンスへの取組みといたしましては、以下の対応が挙げられます。

コーポレート部門を主管部署と定め、「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を制定し、また内部通報窓口(常勤監査役による社内窓口・外部弁護士による社外窓口双方)を設置しております。顧問弁護士からは関係法令等の改廃動向や解釈などの情報を受領し、定期的に知識をアップデートしております。重要な情報については、すみやかに関連部署に共有し、必要な場合は全社会議における周知を行っております。

b. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」を制定しております。

また、保存する個人情報についても、個人情報保護法に対応するため「個人情報保護規程」を定め、個人情報の適切な管理に努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクに関する基本規程である「リスクマネジメント規程」により、業務遂行に係る個々のリスクを事前に発見、または損失の最小化に努めております。また、代表取締役を委員長としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会は常勤取締役・常勤監査役に加え内部監査担当や各部長等その他必要と認められた者も出席して半期に一度開催し、当該期間の振り返り、コンプライアンス活動の報告、インシデント発生状況等につき討議し、リスク低減に向けて努力しております。上記に加え、内部監査を担当するものによる定期的な業務監査により、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を未然に防止するものとしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨、定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

取締役は、株主総会の決議によって選任し、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

⑪ 剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑫ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性9名 女性2名(役員のうち女性の比率18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	高橋 博之	1974年7月31日	2005年3月 2013年6月 2014年4月 2015年2月	岩手県議会議員 NPO法人東北開墾 代表理事 (現任) 一般社団法人日本食べる通信リー グ 代表理事 当社設立代表取締役(現任)	(注) 3	233,250
取締役 人流創出部門長	大塚 泰造	1977年3月27日	2000年3月 2005年12月 2006年10月 2008年7月 2011年3月 2013年5月 2014年4月 2014年12月 2015年2月 2019年4月 2021年4月	株式会社ムーサ・ドットコム 代 表取締役 スポーツ・イノベーション株式会 社 代表取締役 沖縄バスケットボール株式会社 代表取締役 株式会社フラッグ取締役(現任) ドリーム・アーキテクト株式会社 代表取締役(現任) NPO法人東北開墾理事(現任) 一般社団法人日本食べる通信リー グ 理事 KAKAXI, Inc CEO 当社取締役(現任) 株式会社KAKAXI 代表取締役 株式会社マイシエルパ 取締役就 任(現任)	(注) 3	141,750
取締役 法人営業部門長	岡本 敏男	1982年6月18日	2008年10月 2008年10月 2012年10月 2013年10月 2019年4月 2020年4月 2021年4月	株式会社ブレイブシップ 代表取 締役社長 株式会社HILS 入社 エムスリーキャリア株式会社 入 社 株式会社ウィル・シード 入社 NPO法人東北開墾 入職 当社 入社 当社 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役 C2Cコマース部門長	権藤 裕樹	1994年10月27日	2017年4月 2021年7月	総務省 入省 当社 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役 コーポレート部門長	相澤 まどか	1979年4月21日	2003年10月 2011年11月 2016年9月 2022年5月 2022年8月	新日本監査法人(現 EY新日本有 限責任監査法人) 入所 株式会社ファーストリテイリング 入社 株式会社ソニーモバイルコミュニ ケーションズ(現 ソニーグルー プ株式会社) 入社 当社 入社 当社 取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	永田 暁彦	1982年12月 6 日	2007年 4 月 2010年 4 月 2013年10月 2014年12月 2014年12月 2015年 2 月 2017年12月 2018年 6 月 2019年 4 月 2021年 1 月 2021年 2 月 2021年10月 2022年 7 月 2023年 1 月 2023年 3 月 2023年 4 月 2023年 7 月	株式会社インスパイア 入社 株式会社ユーグレナ 取締役 株式会社ユーグレナインベストメント(現 株式会社Eu&L) 取締役 合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル(現 合同会社リアルテックジャパン)代表業務執行役 株式会社ユーグレナインベストメント(現 株式会社Eu&L) 代表取締役社長 当社 取締役(現任) 株式会社インティメート・マージャー 取締役(現任) オリエンタルエアブリッジ株式会社 取締役(現任) 青森大学 客員准教授(現在) 株式会社Q-Partners 取締役(現任) キューサイ株式会社 取締役(現任) 株式会社ユーグレナ 取締役代表執行役員CEO(現任) 株式会社はこ 取締役(現任) 大脇肥糧株式会社 取締役(現任) 株式会社Eu&L 代表取締役(現任) リアルテックホールディングス株式会社 代表取締役(現任) 株式会社ヘラルボニー 経営顧問(現任)	(注) 3	51,000
取締役	清水 俊樹	1983年 4 月14日	2007年 4 月 2016年 4 月 2017年 4 月 2017年 8 月 2018年 5 月 2018年 6 月 2019年 3 月 2019年 6 月 2019年 8 月 2021年 6 月	株式会社インスパイア 入社 学校法人東京富士大学 客員教授就任(現任) PT SHICHIYO MERGONOTO MAKMUR 取締役(現任) 当社 取締役就任(現任) Mynews Kineya Sdn. Bhd. 取締役(現任) GK Asia Sdn. Bhd. 取締役(現任) 株式会社インスパイアPNBパートナーズ 取締役(現任) 株式会社インスパイア 取締役(現任) 希七祥(上海)食品机械有限公司 董事(現任) 株式会社インスパイア・インベストメント 取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	小橋 正次郎	1982年 4 月28日	2007年 4 月 2008年 5 月 2008年 7 月 2008年 7 月 2008年 8 月 2009年 8 月 2012年 7 月 2015年 7 月 2016年10月 2017年 7 月 2017年 8 月 2020年 2 月	株式会社テレウェイヴリンクス(現 株式会社アイフラッグ) 入社 小橋工業株式会社 入社 小橋金属株式会社 取締役 コバシ倉庫株式会社 取締役 小橋工業株式会社 取締役 小橋金属株式会社 取締役社長(現任) コバシ倉庫株式会社 代表取締役社長(現任) 小橋工業株式会社 代表取締役専務 小橋工業株式会社 代表取締役社長(現任) KOBASHI HOLDINGS株式会社 代表取締役社長(現任) 当社 取締役(現任) KOBASHI ROBOTICS株式会社 代表取締役社長(現任)	(注) 3	245,750 (注) 5

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	大貫 美穂	1993年1月2日	2016年4月 2020年1月 2021年4月 2021年8月	有限責任あずさ監査法人 入社 株式会社Takeoffer 入社 大貫美穂会計事務所 所長(現任) 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	—
監査役	大久保 和樹	1983年7月17日	2010年1月 2015年8月 2019年7月 2020年4月 2021年12月	TMI総合法律事務所 入所 Morgan Lewis & Bockius 法律事務所(ワシントンD.C. オフィス) 勤務 大久保総合法律事務所 開設 NEXAGE法律事務所 参画(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注)4	—
監査役	吉田 正通	1962年10月20日	1986年4月 2001年6月 2003年6月 2004年11月 2013年6月 2014年12月 2022年3月 2023年2月 2023年6月	東京証券取引所 入所 株式会社インボイス 取締役就任 株式会社ホリプロ 監査役 株式会社東京バスケットボール・プロモーション取締役 株式会社ホリプロ 取締役 株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス 取締役(現任) 当社 監査役(現任) 株式会社 Warrant technology 取締役 株式会社 Warrant technology 代表取締役CEO(現任)	(注)4	—
計						671,750

- (注) 1. 取締役永田暁彦、清水俊樹及び小橋正次郎は、社外取締役であります。
2. 監査役大貫美穂、大久保和樹及び吉田正通は、社外監査役であります。
3. 任期は、2023年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 任期は、2023年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 所有株式数には、同氏が実質的に支配している小橋工業株式会社が保有する株式数も含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の取締役8名のうち、3名は社外取締役であります。また、監査役3名のうち、3名全員が社外監査役であります。当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する事を目的として、社外取締役及び社外監査役について、業界に対する見識、経験に基づく経営全般に関する深い知見、法律及び会計の専門知識に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。

社外取締役永田暁彦は株式会社ユーグレナの取締役代表執行役員CEOを務めており、経営に対する豊富な知識・経験を有していることから、その豊富な経験と幅広い見分を当社経営に反映できるものと判断しております。なお、同人は当社の発行済株式51,000株及び新株予約権3,750個を保有しております。この関係以外に、当社と同人の間に人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役清水俊樹は株式会社インスパイアその他多くの会社の取締役を務めており、経営に対する豊富な知識・経験を有していることから、豊富な経験と幅広い見分を当社経営に反映できるものと判断しております。なお、同人は、当社の発行済株式316,750株を保有するPNB-INSPiRE Ethical Fund 1投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社インスパイアPNBパートナーズの取締役を務めています。この関係以外に、当社と同人の間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役小橋正次郎は小橋工業株式会社の取締役を務めており、経営に対する豊富な知識・経験を有していることから、その豊富な経験と幅広い見分を当社経営に反映できるものと判断しております。なお、同人は、実質的に支配している小橋工業株式会社の保有する株式数も合わせ、当社の発行済株式245,750株及び新株予約権1,250個を保有しております。また、当社の主要株主である小橋工業株式会社の代表取締役社長を務めております。この関係以外に、当社と同人の間に人的・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大貫美穂は、公認会計士として財務会計・監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び意見を期待しております。なお、同人と、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の大久保和樹は、弁護士として企業法務・コンプライアンスに精通していることから、法律的側面から客観的・中立的な助言及び監査を期待して監査役に選任しております。なお、同人と、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の吉田正通は、株式会社インボイス及び株式会社ホリプロでの監査役としての経験を有していることから企業法務・コンプライアンス分野における豊富な知識・経験を有し、ガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して監査役に選任しております。なお、同人と、当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を明確に定めたものではありませんが、選任に際しては株式会社東京証券取引所が定める独立役員の判断基準を参考にし、十分な独立性を維持した上で当社への貢献が期待できることを前提に選任しております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制担当との関係

社外取締役及び社外監査役全員は、取締役会等の会議を通じて専門的立場から経営の監督・監視機能を発揮しております。また内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、三様監査の一環として、監査結果等の情報を共有するとともに意見交換を行い相互に連携しております。会計監査人も必要に応じて、直接的に内部監査担当者に対してヒアリングを行い、それぞれ実効性のある監査を実施しております。

また、監査役と社外取締役は必要に応じ意見交換を実施しており、業務・財務における内部統制の状況についての確認等、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役会は、社外監査役3名で構成されており、うち1名が常勤であります。常勤監査役大貫美穂は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役大久保和樹は、弁護士として企業法務に関する専門的な知見を有しているほか、監査役吉田正通は、他社にて監査役としての経験を有していることから企業法務・コンプライアンス分野における豊富な知識・経験を有しており、複数の企業において監査役を務めた経験を有しております。

監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

最近事業年度において監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大貫 美穂	13回	13回
大久保 和樹	13回	13回
吉田 正通	10回(注1)	10回(注1)
銚子 周一郎	3回(注2)	3回(注2)

(注1) 当社監査役就任後の開催回数及び出席回数を記載しております。

(注2) 当社監査役退任前の開催回数及び出席回数を記載しております。

監査役会における主な検討事項として、年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査役の職務分担の決定、策定した監査計画に基づき実施した各監査役の監査業務の報告の他、内部監査担当者や会計監査人との情報共有、代表取締役との意見交換等も実施しております。

各監査役は、策定した監査計画に基づき、取締役会に出席、代表取締役と定期的に面談を行う他、報告及び各種書類の閲覧を通じて取締役の職務執行を監査しております。また、常勤監査役の活動として、日常的な情報収集及び取締役会の他、経営会議、マネジメント定例、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への参加、稟議書等の重要な書類の閲覧、業務執行取締役へのヒアリング、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって連携を図り、監査機能の向上を図っております。

これらの活動で収集した社内情報等は非常勤監査役へ随時情報を発信し、必要に応じ監査役会に報告し、厳正に協議しております。

② 内部監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりませんが、代表取締役が任命する内部監査担当者2名が、内部監査計画に従い、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的としております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b 継続監査期間

2年

c 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 根本 知香

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 愛雄

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準を総合的に勘案し、選定を行っております。

なお、EY新日本有限責任監査法人の選定理由といたしまして、当社の事業内容に対し効率的な監査業務を実施できる規模を有し、高品質な監査を行い、また、ベンチャー企業に関する豊富な実績・経験があること等を勘案し決定いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の評価を行っており、EY新日本有限責任監査法人について、会計監査人の独立性・専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査の遂行が可能であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度 (2021年12月31日)		最近事業年度 (2022年12月31日)	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
14,800	—	22,800	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人と協議のうえ、当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数等を基に算出された見積り報酬について、その日数及び単価の合理性を勘案し、監査役会の同意を得たうえ、監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬等は金銭等による基本報酬としております。各取締役への基本報酬は、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で、その額と配分を、経営環境や各人の業績を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。各監査役への基本報酬額は、監査役会における協議で決定しております。なお当社では業績連動報酬制度は採用しておりません。

役員報酬等に関する株主総会決議について、取締役は、2023年3月30日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年間240,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。決議日時点での取締役の員数は8名)と定めており、監査役は、2023年8月30日開催の臨時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年間30,000千円以内(決議日時点での監査役の員数は3名)と定めております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	37,200	37,200	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	9,150	9,150	—	—	4

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2021年1月1日から2021年12月31日まで)及び当事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2023年7月1日から2023年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2023年1月1日から2023年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修等へ参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	322,190	400,167
売掛金	18,716	43,076
商品	1,570	300
仕掛品	1,477	413
貯蔵品	47	32
前払費用	15,098	9,769
未収入金	214,273	207,509
未収消費税等	24,774	4,986
その他	26	116
貸倒引当金	—	△58
流動資産合計	598,174	666,314
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	267	0
建物附属設備（純額）	940	1,642
工具、器具及び備品（純額）	1,685	455
有形固定資産合計	※1 2,893	※1 2,098
無形固定資産		
商標権仮勘定	275	—
商標権	—	4,583
無形固定資産合計	275	4,583
投資その他の資産		
出資金	—	10
敷金	4,320	4,200
差入保証金	625	6,077
長期前払費用	155	265
投資その他の資産合計	5,100	10,552
固定資産合計	8,269	17,233
資産合計	606,443	683,547

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,959	7,733
1年内返済予定の長期借入金	1,668	1,521
短期借入金	—	※2 113,500
未払金	137,493	132,789
未払費用	37,989	45,409
未払法人税等	5,130	865
前受金	19,586	10,856
契約負債	—	※3 6,862
預り金	228,209	225,879
前受収益	2,057	—
その他	340	211
流動負債合計	436,435	545,628
固定負債		
長期借入金	1,521	—
資産除去債務	4,733	4,879
固定負債合計	6,254	4,879
負債合計	442,690	550,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	413,363	345,732
資本剰余金		
資本準備金	775,625	145,732
資本剰余金合計	775,625	145,732
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,026,135	△359,325
利益剰余金合計	△1,026,135	△359,325
株主資本合計	162,853	132,139
新株予約権	900	900
純資産合計	163,753	133,039
負債純資産合計	606,443	683,547

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	411,649
売掛金	80,000
仕掛品	2,001
貯蔵品	21
前払費用	11,729
未収入金	148,905
その他	1,335
貸倒引当金	△106
流動資産合計	655,538
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	0
建物附属設備（純額）	1,555
工具、器具及び備品（純額）	113
有形固定資産合計	1,669
無形固定資産	
商標権	4,593
無形固定資産合計	4,593
投資その他の資産	
出資金	10
敷金	5,004
差入保証金	3,058
長期前払費用	249
投資その他の資産合計	8,322
固定資産合計	14,585
資産合計	670,124

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2023年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	20,025
短期借入金	* 100,000
未払金	94,042
未払費用	41,077
未払法人税等	2,859
未払消費税等	9,860
契約負債	2,048
預り金	162,644
その他	618
流動負債合計	433,175
固定負債	
長期借入金	200,000
資産除去債務	4,879
固定負債合計	204,879
負債合計	638,055
純資産の部	
株主資本	
資本金	381,507
資本剰余金	
資本準備金	181,507
資本剰余金合計	181,507
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△530,945
利益剰余金合計	△530,945
株主資本合計	32,069
新株予約権	—
純資産合計	32,069
負債純資産合計	670,124

② 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	445,311	※1 635,988
売上原価	115,905	154,807
売上総利益	329,405	481,180
販売費及び一般管理費	※2 979,151	※2 957,171
営業損失(△)	△649,745	△475,991
営業外収益		
受取利息	8	2
補助金収入	81,631	134,017
雑収入	6,766	22,848
営業外収益合計	88,406	156,868
営業外費用		
支払利息	54	748
チャージバック損失	1,957	1,085
雑損失	1,494	357
営業外費用合計	3,505	2,191
経常損失(△)	△564,844	△321,313
税引前当期純損失(△)	△564,844	△321,313
法人税、住民税及び事業税	3,376	865
当期純損失(△)	△568,220	△322,178

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	12,485	30.2	16,870	19.3
II 経費		28,795	69.8	70,574	80.7
当期総製造費用		41,281	100.0	87,445	100.0
期首商品棚卸高		15		1,570	
当期商品仕入高		76,180		66,092	
合計		117,476		155,108	
期末商品棚卸高		1,570		300	
当期売上原価		115,905		154,807	

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
通信費	24,266	24,194
支払送料	4,528	46,379

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
売上高	* 593,196
売上原価	217,744
売上総利益	375,451
販売費及び一般管理費	587,442
営業損失(△)	△211,991
営業外収益	
受取利息	3
補助金収入	25,902
助成金収入	15,856
雑収入	7,278
営業外収益合計	49,041
営業外費用	
支払利息	2,457
上場関連費用	2,000
チャージバック損失	2,839
雑損失	724
営業外費用合計	8,022
経常損失(△)	△170,972
税引前四半期純損失(△)	△170,972
法人税、住民税及び事業税	648
四半期純損失(△)	△171,620

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	410,813	773,075	—	773,075	△457,914	△457,914	725,973
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,550	2,550		2,550			5,100
当期純損失 (△)					△568,220	△568,220	△568,220
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	2,550	2,550	—	2,550	△568,220	△568,220	△563,120
当期末残高	413,363	775,625	—	775,625	△1,026,135	△1,026,135	162,853

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,000	726,973
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		5,100
当期純損失 (△)		△568,220
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△100	△100
当期変動額合計	△100	△563,220
当期末残高	900	163,753

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	413,363	775,625	—	775,625	△1,026,135	△1,026,135	162,853
当期変動額							
新株の発行	145,732	145,732		145,732			291,465
減資	△213,363		213,363	213,363			—
資本準備金の取崩		△775,625	775,625	—			—
剰余金の処分			△988,988	△988,988	988,988	988,988	—
当期純損失(△)					△322,178	△322,178	△322,178
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△67,631	△629,892	—	△629,892	666,809	666,809	△30,713
当期末残高	345,732	145,732	—	145,732	△359,325	△359,325	132,139

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	900	163,753
当期変動額		
新株の発行		291,465
減資		—
資本準備金の取崩		—
剰余金の処分		—
当期純損失(△)		△322,178
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	△30,713
当期末残高	900	133,039

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△564,844	△321,313
減価償却費	6,531	2,940
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	58
受取利息	△8	△2
支払利息	54	748
補助金収入	△81,631	△134,017
チャージバック損失	1,957	1,085
売上債権の増減額 (△は増加)	30,073	△24,359
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,080	2,348
未収入金の増減額 (△は増加)	△106,551	△29,863
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△8,668	19,787
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,959	3,773
未払金の増減額 (△は減少)	29,159	△4,704
未払費用の増減額 (△は減少)	15,834	7,420
預り金の増減額 (△は減少)	△2,608	△2,330
その他の資産の増減額 (△は増加)	4,917	5,239
その他の負債の増減額 (△は減少)	19,301	△4,321
小計	△655,604	△477,512
利息の受取額	8	2
利息の支払額	△54	△748
補助金の受取額	45,004	170,644
チャージバック損失による支払額	△1,957	△1,085
法人税等の支払額	△3,376	△4,716
営業活動によるキャッシュ・フロー	△615,978	△313,414
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,139	△1,729
無形固定資産の取得による支出	△275	△4,724
差入保証金の差入による支出	—	△5,451
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,415	△11,905

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	—	113,500
長期借入金の返済による支出	△1,668	△1,668
新株の発行による収入	—	291,465
新株予約権の行使による収入	5,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,332	403,297
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△614,061	77,976
現金及び現金同等物の期首残高	936,252	322,190
現金及び現金同等物の期末残高	※ 322,190	※ 400,167

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品、仕掛品、貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年
建物附属設備	2年
工具、器具及び備品	3～4年

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 商品、仕掛品、貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年
建物附属設備	2～15年
工具、器具及び備品	3～4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) ポケットマルシェでの販売に係る収益

ポケットマルシェでの通常の販売に係る収益においては、主な履行義務は、生産者から注文者への商品発送の成立であり、生産者から注文者への発送完了連絡時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。

(2) 自治体・企業向けサービスに係る収益

自治体・企業向けサービスとして、自治体及び企業に対して、生産者支援、販路拡大、及び関係人口づくりのサポートを行っております。このサービスに関しては、サービスを提供した時点で履行義務を充足していると判断し、収益を認識しております。

(3) ポケマルおやこ地方留学に係る収益

ポケマルおやこ地方留学として、親はワーケーション、子供は生産者の下で自然体験をする旅行プログラムの提供を行っております。このサービスに関しては、留学期間を通じて履行義務を充足していると判断し、収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)	
有形固定資産	2,893
無形固定資産	275

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方式を採用しております。資産グループの損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握しており、減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで減損損失を計上しております。なお、当事業年度において、減損の兆候が認められるものの、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フロー算定時の前提となる翌期の営業利益予測額及び翌期以降の成長率、使用価値算定時の割引率を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)	
有形固定資産	2,098
無形固定資産	4,583

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方式を採用しております。資産グループの損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握しており、減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで減損損失を計上しております。なお、当事業年度において、減損の兆候が認められるものの、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フロー算定時の前提となる翌期の営業利益予測額及び翌期以降の成長率、使用価値算定時の割引率を主要な仮定としております。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を、当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、生産者が商品を消費者に出荷した段階で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日改正 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月26日改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を分配する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	12,086千円	13,665千円

※ 2 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行(前事業年度は1行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	200,000千円
借入実行残高	— 〃	100,000 〃
差引額	50,000千円	100,000千円

※ 3 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、「注記事項(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1)契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料及び手当	207,546千円	210,993千円
広告宣伝費	193,327 〃	186,862 〃
支払送料	143,019 〃	94,231 〃
減価償却費	6,531 〃	2,940 〃
おおよその割合		
販売費	19.09%	13.60%
一般管理費	80.91%	86.40%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,189	100	—	6,289

(変動事由の概要)

有償ストックオプションの権利行使による増加 100株

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	900
合計		—	—	—	—	900

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,289	381	—	6,670

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 381株

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	900
合計		—	—	—	—	900

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	322,190千円	400,167千円
現金及び現金同等物	322,190千円	400,167千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営企画部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	322,190	322,190	—
(2) 売掛金	18,716	18,716	—
(3) 未収入金	214,273	214,273	—
(4) 未収消費税等	24,774	24,774	—
資産計	579,954	579,954	—
(1) 買掛金	3,959	3,959	—
(2) 未払金	137,493	137,493	—
(3) 未払法人税等	5,130	5,130	—
(4) 預り金	228,209	228,209	—
(5) 長期借入金(1年以内含む)	3,189	3,148	△40
負債計	377,982	377,941	△40

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金、(4) 未収消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(千円)

区分	2021年12月31日
敷金	4,320
差入保証金	625

敷金並びに差入保証金については、将来キャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	322,190	—	—	—
売掛金	18,716	—	—	—
未収入金	214,273	—	—	—
未収消費税等	24,774	—	—	—
合計	579,954	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,668	1,521	—	—	—	—
合計	1,668	1,521	—	—	—	—

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経営企画部門において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	4,200	4,197	△2
資産計	4,200	4,197	△2

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「未収消費税等」「買掛金」「1年内返済予定の長期借入金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似的なものであることから、記載を省略しております。

(※2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(千円)

区分	2022年12月31日
差入保証金	6,077

差入保証金については、将来キャッシュ・フローの発生時期を適切に算定することは困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	400,167	—	—	—
売掛金	43,076	—	—	—
未収入金	207,509	—	—	—
未収消費税等	4,986	—	—	—
敷金	—	4,200	—	—
合計	655,739	4,200	—	—

(注2) 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,521	—	—	—	—	—
短期借入金	113,500	—	—	—	—	—
合計	115,021	—	—	—	—	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	4,197	—	4,197
資産計	—	4,197	—	4,197

敷金

敷金の時価は、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名 当社従業員 7名 外部協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 250,000株	普通株式 32,500株
付与日	2016年6月5日	2018年6月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年6月6日 至 2036年6月5日	自 2020年5月29日 至 2028年5月28日

	第2-2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 25,000株	普通株式 3,750株
付与日	2018年7月30日	2018年12月12日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年7月31日 至 2028年7月30日	自 2020年12月13日 至 2028年12月12日

	第4回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名	当社従業員 11名 外部協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 16,250株	普通株式 12,500株
付与日	2020年1月27日	2020年7月10日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年1月28日 至 2030年1月27日	自 2022年7月11日 至 2030年7月10日

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名	当社取締役 7名 当社従業員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 9,500株	普通株式 80,000株
付与日	2020年11月30日	2021年9月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年12月1日 至 2030年11月30日	自 2023年9月28日 至 2031年9月27日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第2回-2 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	250,000	27,500	25,000	1,250
権利確定	—	—	—	—
権利行使	25,000	—	—	—
失効	—	—	25,000	—
未行使残	225,000	27,500	—	1,250

	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	13,750	12,500	9,500	—
付与	—	—	—	80,000
失効	2,500	—	750	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	11,250	12,500	8,750	80,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第2回-2 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	200	800	800	1,120
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	第4回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	1,400	1,800	1,800	1,800
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	388,350千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. Stock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. Stock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) Stock・オプションの内容

	第1回Stock・オプション	第2回Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名 当社従業員 7名 外部協力者 2名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 250,000株	普通株式 32,500株
付与日	2016年6月5日	2018年6月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年6月6日 至 2036年6月5日	自 2020年5月29日 至 2028年5月28日

	第3回Stock・オプション	第4回Stock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 11名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)1	普通株式 3,750株	普通株式 16,250株
付与日	2018年12月12日	2020年1月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年12月13日 至 2028年12月12日	自 2022年1月28日 至 2030年1月27日

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 外部協力者 1名	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 12,500株	普通株式 9,500株
付与日	2020年7月10日	2020年11月30日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年7月11日 至 2030年7月10日	自 2022年12月1日 至 2030年11月30日

	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 18名	当社取締役 5名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 80,000株	普通株式 76,000株
付与日	2021年9月27日	2022年11月16日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年9月28日 至 2031年9月27日	自 2024年11月17日 至 2032年11月16日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	—	—	11,250
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	11,250
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前事業年度末	225,000	27,500	1,250	—
権利確定	—	—	—	11,250
権利行使	—	—	—	—
失効	—	3,750	—	6,250
未行使残	225,000	23,750	1,250	5,000

	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	12,500	8,750	80,000	—
付与	—	—	—	76,000
失効	3,000	—	19,500	—
権利確定	9,500	8,750	—	—
未確定残	—	—	60,500	76,000
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	9,500	8,750	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	750	2,500	—	—
未行使残	8,750	6,250	—	—

(注) 2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

決議年月日	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	200	800	1,120	1,400
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション	第9回 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	1,800	1,800	1,800	3,060
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—	—	—

(注) 2023年9月2日付株式分割(普通株式1株につき250株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	726,800千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	45,364千円
その他	1,204 〃
税務上の繰越欠損金(注)	369,664 〃
繰延税金資産小計	416,233千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△369,664 〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△46,568 〃
評価性引当額小計	△416,233 〃
繰延税金資産合計	一千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	10,174	17,069	342,420	369,664
評価性引当額	—	—	—	△10,174	△17,069	△342,420	△369,664
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	51,427千円
その他	1,270 "
税務上の繰越欠損金(注)	459,849 "
繰延税金資産小計	512,548千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△459,849 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△52,698 "
評価性引当額小計	△512,548 "
繰延税金資産合計	—千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	10,174	17,069	33,809	398,796	459,849
評価性引当額	—	—	△10,174	△17,069	△33,809	△398,796	△459,849
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2021年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,731千円
時の経過による調整額	2 "
期末残高	4,733千円

当事業年度(2022年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2年と見積り、割引率は0.05%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,733千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	145 "
時の経過による調整額	0 "
期末残高	4,879千円

(収益認識関係)

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	当事業年度
一時点で移転される財及びサービス	630,925
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	5,062
顧客との契約から生じる収益	635,988
その他の収益	—
外部顧客への売上高	635,988

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位: 千円)

	当事業年度
契約負債(期首残高)	—
契約負債(期末残高)	6,862

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	高橋博之	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 7.31	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証(注)1	13,440	—	—
							当社銀行借入に対する債務被保証(注)2	3,189	—	—

(注) 1. 当社の東京オフィスの賃貸借契約に係る債務保証を受けております。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

2. 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合	東京都港区	5,150,000	投資業	(被所有)直接 18.49	資金の調達	第三者割当増資(注)1	100,215	資本金 資本準備金	100,215
主要株主	小橋工業株式会社	岡山県岡山市	100,000	製造業	(被所有)直接 14.32	資金の調達	第三者割当増資(注)1	30,600	資本金 資本準備金	30,600

(注) 1. 当社が行った第三者割当増資を1株につき765,000円で引き受けたものであります。なお、第三者割当増資の発行条件は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	高橋博之	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 6.90	債務被保証	地代家賃支払に対する債務被保証(注)1	3,346	—	—
							当社銀行借入に対する債務被保証(注)2	65,021	—	—

(注) 1. 当社の東京オフィスの賃貸借契約に係る債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては当該債務保証は解消しております。取引金額は、債務保証を受けていた期間の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

2. 当社の銀行借入に対して、債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	103.58円	79.24円
1株当たり当期純損失(△)	△363.14円	△204.79円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価の把握ができないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失(△)(千円)	△568,220	△322,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△568,220	△322,178
普通株式の期中平均株式数(株)	1,564,750	1,573,250
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2021年12月31日)	当事業年度末 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	163,753	133,039
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	900	900
(うち新株予約権)(千円)	(900)	(900)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	162,853	132,139
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,572,250	1,667,500

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、当社取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、2023年2月21日に発行いたしました。その概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(新株予約権の発行)

当社は、2023年2月21日開催の取締役会及び2023年3月3日の臨時株主総会において、新株予約権を発行することを決議し、2023年3月16日に発行いたしました。その概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(多額な資金の借入)

当社は、2023年6月21日開催の取締役会において、以下のとおり借入の実行を決議し、借入契約を締結しております。

1. 資金調達の概要

- | | |
|---------|------------|
| ① 資金の使途 | 運転資金 |
| ② 借入先 | 株式会社三井住友銀行 |
| ③ 借入極度額 | 100,000千円 |
| ④ 借入金額 | 100,000千円 |
| ⑤ 借入金利 | 基準金利＋スプレッド |
| ⑥ 借入実行日 | 2023年7月31日 |
| ⑦ 返済期限 | 2024年4月30日 |
| ⑧ 担保の有無 | 無 |

(第三者割当による新株発行)

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当による新株の発行を決議しております。

1. 新株発行の概要

- | | |
|--------------------|---|
| ① 募集方法 | 第三者割当 |
| ② 発行する株式の種類及び数 | 普通株式57株 |
| ③ 発行価格 | 1株につき450,000円 |
| ④ 発行価格の総額 | 25,650,000円 |
| ⑤ 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 12,825,000円
資本準備金 12,825,000円 |
| ⑥ 申込期日 | 2023年8月25日 |
| ⑦ 割当先及び割当株式総数 | PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 34株
小橋工業株式会社 23株 |
| ⑧ 資金の使途 | 運転資金に充当する予定であります。 |

(新株予約権の発行)

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、以下のとおり第12回新株予約権の発行を決議しております。

1. 新株予約権の発行要領

① 新株予約権の発行日	2023年8月30日
② 付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 3
③ 新株予約権の数(個)	146
④ 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式146
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額(円)	450,000
⑥ 新株予約権の行使期間	2025年8月26日～2033年8月25日
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450,000 資本組入額 225,000

(新株予約権の行使)

当社が発行した「第1回新株予約権」について、以下のとおり2023年1月1日から2023年8月31日までに権利行使が行われております。

1. 新株予約権の行使の概要

① 新株予約権の行使数	900個
② 発行した株式の種類及び株式数	普通株式900株
③ 資本金の増加額	22,500,000円
④ 資本準備金の増加額	22,500,000円

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2023年8月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年9月2日付をもって株式分割を行っております。また、2023年8月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

① 分割方法

2023年9月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき250株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	7,627株
今回の分割により増加する株式数	1,899,123株
株式分割後の発行済株式総数	1,906,750株
株式分割後の発行可能株式総数	7,627,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2023年8月17日
基準日	2023年9月1日
効力発生日	2023年9月2日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

- ※ 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入金未実行残高は次のとおりであります。

	当第３四半期会計期間 (2023年９月30日)
当座貸越極度額	250,000千円
借入実行残高	100,000 〃
差引額	150,000千円

(四半期損益計算書関係)

- ※ 売上高の季節的変動

当第３四半期累計期間(自 2023年１月１日 至 2023年９月30日)

当社の四半期における業績は、第４四半期(10月～12月)において、売上高及び営業利益が偏重する傾向にあります。これは、自治体支援サービスの実施が集中すること、ふるさと納税の需要が年末にピークになること等によるものです。一方、当社グループの第２四半期(４月～６月)は、自治体支援サービスが、自治体年度のスタートとともにプロポーザル等の準備期間にあたる等の理由から、他の四半期と比較して売上が減少する傾向があり、業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第３四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 (自 2023年１月１日 至 2023年９月30日)
減価償却費	823千円

(株主資本等関係)

当第３四半期累計期間(自2023年１月１日 至2023年９月30日)

１ 配当金支払額

該当事項はありません。

２ 基準日が当第３四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第３四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３ 株主資本の著しい変動

2023年８月29日付で、PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合及び小橋工業株式会社から第三者割当増資の申込みを受け、資本金が12,825千円、資本剰余金が12,825千円増加しました。また、2023年８月30日付で、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、資本金が22,950千円、資本剰余金が22,950千円増加しました。この結果、当第３四半期累計期間において資本金が35,775千円、資本剰余金が35,775千円増加し、当第３四半期会計期間末において資本金が381,507千円、資本剰余金が181,507千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間(自 2023年１月１日 至 2023年９月30日)

当社の事業は、関係人口創出事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当第3四半期累計期間(自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
一時点で移転される財及びサービス	569,246
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	23,949
顧客との契約から生じる収益	593,196
その他の収益	—
外部顧客への売上高	593,196

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△101.22
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△171,620
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△171,620
普通株式の期中平均株式数(株)	1,695,596
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 2023年12月期第3四半期の「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できていないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失を算定しております。

⑤ 【附属明細表】（2022年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	2,503	—	—	2,503	2,503	267	0
建物附属設備	6,535	1,729	—	8,264	6,622	1,027	1,642
工具、器具及び備品	5,940	—	944	4,995	4,539	1,229	455
有形固定資産計	14,979	1,729	944	15,763	13,665	2,524	2,098
無形固定資産							
商標権仮勘定	275	—	275	—	—	—	—
商標権	—	5,000	—	5,000	416	416	4,583
無形固定資産計	275	5,000	275	5,000	416	416	4,583

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備 : 本店移転費用 1,729千円

商標権 : 社名変更に係る関連費用 5,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	113,500	2.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,668	1,521	1.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	1,521	—	—	—
合計	3,189	115,021	—	—

(注) 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	58	—	—	58

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2022年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	40
預金	
普通預金	400, 126
計	400, 126
合計	400, 167

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
群馬県	11, 161
和歌山県橋本市	9, 246
株式会社パソナ農援隊	2, 031
青森県十和田市	1, 619
株式会社LIFULL	1, 515
その他	17, 501
合計	43, 076

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
18, 716	644, 556	620, 196	43, 076	93. 5	17. 5

③ 商品

区分	金額(千円)
静岡商品開発	300
合計	300

④ 仕掛品

品名	金額(千円)
ポケマルこども食育クラブ会報誌原価	296
その他	117
合計	413

⑤ 貯蔵品

区分	金額(千円)
書籍	16
切手類	15
合計	32

⑥ 未収入金

相手先	金額(千円)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	189,408
その他	18,100
合計	207,509

⑦ 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社グリーンストーリープラス	1,279
川口印刷株式会社	1,048
株式会社OSN	855
えひめ二宮果樹園	853
八幡平市商工会	548
その他	3,147
合計	7,733

⑧ 短期借入金

区分	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社商工組合中央金庫	50,000
株式会社岩手銀行	13,500
合計	113,500

⑨ 未払金

相手先	金額(千円)
ヤマト運輸株式会社	58,277
ヤフー株式会社	5,566
青森県深浦町	5,033
岩手県花巻市	4,957
Amazon Web Services Japan G.K.	4,158
その他	54,797
合計	132,789

⑩ 未払費用

相手先	金額(千円)
従業員給与	21,554
ヤマト運輸株式会社	9,281
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	5,750
その他	8,823
合計	45,409

⑪ 預り金

相手先	金額(千円)
生産者	212,277
その他	13,601
合計	225,879

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞社に掲載をして行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 公告掲載URL: https://ame-kaze-taiyo.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年4月21日	—	—	—	山口幹生(注4)	東京都世田谷区	当社株主	普通株式100	5,000,000(50,000)(注6)	ストック・オプション行使のため
2021年8月19日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	照井公基	東京都港区	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月30日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	阿部亮	東京都小金井市	当社株主	普通株式2	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月30日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社フラッグ代表取締役久保浩章	東京都渋谷区東一丁目29番3号29-3 渋谷ブリッジ6F	当社株主	普通株式2	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	出雲充	東京都港区	当社株主	普通株式5	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	金田喜人	東京都三鷹市	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	上迫滋	東京都武蔵野市	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	吉田雅紀	京都府京都市左京区	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	直野吉秀	神奈川県横浜市青葉区	当社株主	普通株式2	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	北斗インベストメンツ株式会社代表取締役奥本真一郎	福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号	当社株主	普通株式5	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年8月31日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	小林俊仁	東京都新宿区	当社株主	普通株式2	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年9月1日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	山下大介	東京都港区	当社株主	普通株式2	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年9月2日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	小橋工業株式会社代表取締役小橋正次郎	岡山県岡山市南区中畦684	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式3	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年9月2日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	阿部正幸	岩手県大船渡市	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年9月3日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	岡本哲郎	兵庫県西宮市	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)
2021年9月6日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社インターテキスト代表取締役海野裕	東京都港区麻布十番二丁目3番7号	当社株主	普通株式1	—(一)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換(注9)

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年9月7日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	今村久美	東京都中野区	当社株主	普通株式3	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月7日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	西岡一洋	埼玉県新座市	当社株主	普通株式1	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月7日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	大久保和彦	東京都目黒区	当社株主	普通株式1	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月7日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社リパネスキヤピタル代表取締役池上昌弘	東京都新宿区下宮比町1番4号飯田橋御幸ビル5階	当社株主	普通株式3	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月8日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	村上慶	東京都品川区	当社株主	普通株式5	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月8日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	株式会社insprout代表取締役三根一仁	東京都港区麻布十番一丁目5番10号アトラスビル8階	当社株主	普通株式2	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年9月21日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	本間勇輝(注5)	長野県北佐久郡御代田町	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式1	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年11月5日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	永田曉彦	千葉県長生郡長生村	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式4	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年11月26日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	千葉道場株式会社代表取締役千葉功太郎	東京都渋谷区恵比寿一丁目31番11-501	当社株主	普通株式2	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2021年12月22日	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	マルコムホールディングス株式会社代表取締役丸幸弘	千葉県千葉市若葉区北大宮台48番5号	当社株主	普通株式1	— (—)	KAKAXI, Inc. 株との株式交換 (注9)
2022年9月22日	NPO法人Succa Senca 代表理事横尾隆登	佐賀県佐賀市久保町上和泉1693-1	元日本食べる通信リーグ加盟者	NPO法人東北開墾	岩手県花巻市愛宕町4-20	人的支配会社	普通株式2	100,000 (50,000) (注7)	移動前所有者の事情による
2023年1月30日	高橋博之	岩手県花巻市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	普通株式22	16,830,000 (765,000) (注8)	移動前所有者の事情による
2023年1月30日	高橋博之	岩手県花巻市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	小橋正次郎	岡山県岡山市北区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式5	3,825,000 (765,000) (注8)	移動前所有者の事情による
2023年8月30日	—	—	—	高橋博之	岩手県花巻市	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式500	25,000,000 (50,000) (注6)	ストック・オプション行使のため
2023年8月30日	—	—	—	大塚泰造	京都府京都市中京区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	普通株式200	10,000,000 (50,000) (注6)	ストック・オプション行使のため
2023年8月30日	—	—	—	永田曉彦	千葉県長生郡長生村	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式100	5,000,000 (50,000) (注6)	ストック・オプション行使のため
2023年8月30日	—	—	—	本間勇輝(注5)	長野県北佐久郡御代田町	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式100	5,000,000 (50,000) (注6)	ストック・オプション行使のため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロースへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2021年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 山口幹生は、2021年6月30日付で当社取締役を退任しております。
5. 本間勇輝は、2018年12月28日付で当社取締役を退任しております。
6. 新株予約権の行使条件として定められた金額です。この価格は、新旧株主間の協議により当時の当社の公正価値として定められた金額です。
7. 移動価格算定方式は次のとおりです。
譲渡人の取得時簿価で行っております。
8. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により第三者機関が算定した価格に基づき決定しております。
9. KAKAXI, Inc. (本社：米国カリフォルニア州)は生産現場と消費者を繋げるIoTサービスを開発する会社であり、当社取締役大塚泰造がCEOとして経営を行っておりました。コロナ禍におけるIoTデバイス生産工場の閉鎖等があり当面の事業拡大が困難であるとの判断から、米国から撤退いたしました。その際に早期の撤退を行い大塚が当社の経営への注力を早期に行えるよう、KAKAXI, Inc. 株主に対して、KAKAXI, Inc. 株式と大塚が保有する当社株式を交換した取引であります。純資産価額を参考に株主と合意したKAKAXI, Inc. の株式評価額及びDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により第三者機関が算定した当社の株式評価額450,000円を用いて交換する株式数を算出しております。
10. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第 2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①
発行年月日	2022年12月28日	2023年 8 月29日	2021年 9 月27日
種類	普通株式	普通株式	第 8 回新株予約権
発行数	381株	57株	普通株式 320株
発行価格	765,000円 (注) 4	450,000円 (注) 4	450,000円 (注) 4
資本組入額	382,500円	225,000円	225,000円
発行価額の総額	291,465,000円	25,650,000円	144,000,000円
資本組入額の総額	145,732,500円	12,825,000円	72,000,000円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	2021年 6 月28日開催の臨時株主総会において会社法第 236、238 及び239 条の規定に基づく新株予約権の付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	—

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2022年11月16日	2023年 2 月21日	2023年 3 月16日
種類	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行数	普通株式 304株	普通株式 30株	普通株式 30株
発行価格	765,000円 (注) 4	765,000円 (注) 4	755,696円 (注) 4
資本組入額	382,500円	382,500円	377,848円
発行価額の総額	232,560,000円	22,950,000円	22,670,880円
資本組入額の総額	116,280,000円	11,475,000円	11,335,440円
発行方法	2022年 4 月25日開催の臨時株主総会において会社法第 236、238 及び239 条の規定に基づく新株予約権の付与を行っております。	2022年 4 月25日開催の臨時株主総会において会社法第 236、238 及び239 条の規定に基づく新株予約権の付与を行っております。	2023年 3 月 3 日開催の臨時株主総会において会社法第 236、238 及び239 条の規定に基づく新株予約権の付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 4、5

項目	新株予約権⑤
発行年月日	2023年8月30日
種類	第12回新株予約権
発行数	普通株式 146株
発行価格	450,000円 (注) 4
資本組入額	225,000円
発行価額の総額	65,700,000円
資本組入額の総額	32,850,000円
発行方法	2023年8月18日開催の臨時株主総会において会社法第236、238及び239条の規定に基づく新株予約権の付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。) には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。) の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。) の割当てを含む。以下同じ。) を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。) の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2022年12月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。) を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。) を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

5. 2023年8月29日付で権利行使価格を下回る価額を払込金額とした第三者割当増資を実施したことに伴い、権利行使価格を調整しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき450,000円	1株につき765,000円
行使期間	2023年9月28日から 2031年9月27日まで	2024年11月17日から 2032年11月16日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき765,000円	1株につき755,696円
行使期間	2025年2月22日から 2033年2月21日まで	2023年3月16日から 2028年2月29日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	会社所定の承認機関による承認を受けなければならない。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1株につき450,000円
行使期間	2025年8月26日から 2033年8月25日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権①については、退職等により従業員8名21,250株(分割反映後)の権利が喪失しております。
9. 新株予約権②については、退職等により従業員3名2,750株(分割反映後)の権利が喪失しております。
10. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	投資業	130	99,450,000 (765,000)	—
株式会社ホリプロ・ グループ・ ホールディングス 代表取締役堀義隆 資本金100百万円	東京都目黒区下目黒 一丁目2番5号	サービス業	40	30,600,000 (765,000)	—
大分VCサクセス ファンド6号 投資事業有限責任組合 代表取締役渡邊剛之	大分県大分市東大道 一丁目9番1号	投資業	40	30,600,000 (765,000)	—
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 代表取締役高槻亮輔	東京都港区南青山 五丁目3番10号	投資業	131	100,215,000 (765,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
小橋工業株式会社 代表取締役小橋正次郎 資本金100百万円	岡山県岡山市南区 中畦684	製造業	40	30,600,000 (765,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 代表取締役高槻亮輔	東京都港区南青山 五丁目3番10号	投資業	34	15,300,000 (450,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
小橋工業株式会社 代表取締役小橋正次郎 資本金100百万円	岡山県岡山市南区 中畦684	製造業	23	10,350,000 (450,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 博之	岩手県花巻市	会社役員	50	22,500,000 (450,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
権藤 裕樹	東京都世田谷区	会社役員	70	31,500,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
岡本 敏男	東京都渋谷区	会社役員	60	27,000,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
大塚 泰造	京都府京都市中京区	会社役員	10	4,500,000 (450,000)	特別利害関係者 (大株主上位10名) (当社の取締役)
永田 暁彦	千葉県長生郡長生村	会社役員	5	2,250,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
小橋 正次郎	岡山県岡山市北区	会社役員	5	2,250,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)

- (注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は11名であり、その株式の総数は35株であります。
2. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 博之	岩手県花巻市	会社役員	90	68,850,000 (765,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)
権藤 裕樹	東京都世田谷区	会社役員	20	15,300,000 (765,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
岡本 敏男	東京都渋谷区	会社役員	20	15,300,000 (765,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
大塚 泰造	京都府京都市中京区	会社役員	20	15,300,000 (765,000)	特別利害関係者 (大株主上位10名) (当社の取締役)
相澤 まどか	東京都新宿区	会社役員	90	68,850,000 (765,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)

- (注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は14名であり、その株式の総数は53株であります。
2. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
3. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
高橋 博之	岩手県花巻市	会社役員	30	22,950,000 (765,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の代表取締役)

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社 日本政策金融公庫 代表取締役田中一穂 資本金 11,696百万円	東京都千代田区 大手町一丁目 9番4号	金融業	30	22,950,000 (765,000)	—

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
権藤 裕樹	東京都世田谷区	会社役員	50	22,500,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
大塚 泰造	京都府京都市中京区	会社役員	50	22,500,000 (450,000)	特別利害関係者 (大株主上位10名) (当社の取締役)
相澤 まどか	東京都新宿区	会社役員	29	13,050,000 (450,000)	特別利害関係者 (当社の取締役)
楡金 和哉	東京都江東区	会社員	10	4,500,000 (450,000)	当社の従業員
木勢 翔太	東京都台東区	会社員	5	2,250,000 (450,000)	当社の従業員
三浦 敬介	神奈川県藤沢市	会社員	2	900,000 (450,000)	当社の従業員

(注) 1. 2023年8月16日開催の取締役会決議により、2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
PNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都港区南青山五丁目3番10号 フロムファーストビル306	316,750	14.87
高橋 博之 (注) 1、2	岩手県花巻市	280,750 (47,500)	13.18 (2.23)
小橋工業株式会社 (注) 1、3	岡山県岡山市南区中畦684	244,500	11.47
株式会社丸井グループ (注) 1	東京都中野区中野四丁目3番2号	166,750	7.83
大塚 泰造 (注) 1、4	京都府京都市中京区	164,250 (22,500)	7.71 (1.06)
アグリビジネス投資育成株式会社 (農林中央金庫信託口) (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目3番1号JAビル	77,250	3.63
本間 勇輝 (注) 1	長野県北佐久郡御代田町	75,250	3.53
株式会社メルカリ (注) 1	東京都港区六本木六丁目10番1号	75,000	3.52
株式会社ユウグレナ (注) 1	東京都港区芝五丁目29番11号	75,000	3.52
永田 暁彦 (注) 4	千葉県長生郡長生村	54,750 (3,750)	2.57 (0.18)
株式会社電通グループ (注) 1	東京都港区東新橋一丁目8番1号	35,500	1.67
権藤 裕樹 (注) 4	東京都世田谷区	35,000 (35,000)	1.64 (1.64)
Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	32,500	1.53
相澤 まどか (注) 4	東京都新宿区	29,750 (29,750)	1.40 (1.40)
せとうち観光活性化投資事業 有限責任組合	広島県広島市中区基町10番3号	28,000	1.31
株式会社オレンジページ	東京都港区三田一丁目4番28号 三田国際ビル16F	28,000	1.31
ステージアップファンド投資事業 有限責任組合	宮城県仙台市若林区清水小路6番地の1 東日本不動産仙台ファーストビル 1F	27,750	1.30
北斗インベストメンツ株式会社	福岡県福岡市中央区天神一丁目 9番17号 15階	26,250	1.23
山口 幹生	東京都世田谷区	25,000	1.17
小野 祐美	Australia, Queensland	25,000	1.17
岡本 敏男 (注) 4	東京都渋谷区	22,500 (22,500)	1.06 (1.06)
株式会社OKBキャピタル	岐阜県大垣市郭町二丁目25番地 Kix中央ビル2F	21,500	1.01
岩手新事業創造ファンド2号 投資事業有限責任組合	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号	21,500	1.01
株式会社insprout	東京都港区麻布十番一丁目5番10号 アトラスビル8階	20,500 (5,000)	0.96 (0.23)
村上 慶	東京都品川区	16,250	0.76
株式会社フラッグ	東京都渋谷区東一丁目29番3号 渋谷ブリッジ6F	15,500	0.73
大前 敬祥	France, Manosque	15,000	0.70
アドニス株式会社	神奈川県横浜市中区根岸旭台30番地	14,500	0.68

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
今村 久美	東京都中野区	10,750	0.50
小林 俊仁	東京都新宿区	10,500	0.49
金田 喜人	東京都三鷹市	10,250 (5,000)	0.48 (0.23)
株式会社ホリプロ・グループ・ ホールディングス	東京都目黒区下目黒一丁目2番5号	10,000	0.47
大分VCサクセスファンド6号 投資事業有限責任組合	大分県大分市東大道一丁目9番1号	10,000	0.47
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目9番4号	7,500 (7,500)	0.35 (0.35)
岡本 哲郎	兵庫県西宮市	5,250	0.25
西野 充浩	神奈川県横浜市緑区	5,250	0.25
銚子 周一郎	東京都江東区	5,250	0.25
丸 幸弘	千葉県千葉市若葉区	5,000	0.23
鈴木 哲之(注)5	東京都新宿区	5,000 (5,000)	0.23 (0.23)
小林 工馬(注)5	神奈川県川崎市宮前区	3,750 (3,750)	0.18 (0.18)
竹内 千尋	三重県志摩市	3,000	0.14
阿部 正幸	岩手県大船渡市	2,750	0.13
株式会社インターテキスト	東京都港区麻布十番二丁目3番7号	2,750	0.13
吉田 雅紀	京都府京都市左京区	2,750	0.13
近藤 淳也	京都府京都市左京区	2,750	0.13
西岡 一洋	埼玉県新座市	2,750	0.13
大久保 和彦	東京都目黒区	2,750	0.13
江守 敦史	埼玉県所沢市	2,500	0.12
小橋 正次郎(注)4	岡山県岡山市北区	2,500 (1,250)	0.12 (0.06)
水谷 佑佳(注)5	神奈川県相模原市緑区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
山崎 恵美(注)5	東京都杉並区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
池田 俊	USA, California	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
片桐 敏	静岡県静岡市駿河区	2,500	0.12
木勢 翔太(注)5	東京都台東区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
楡金 和哉(注)5	東京都江東区	2,500 (2,500)	0.12 (0.12)
柳生 宗範(注)5	埼玉県比企郡小川町	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
高橋 優歌(注)5	東京都世田谷区	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
宍戸 健太(注)5	埼玉県さいたま市北区	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
手塚 貴子	新潟県新潟市西蒲区	1,250	0.06
出雲 充	東京都港区	1,250	0.06
小山 淳子 (注) 5	東京都杉並区	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
三浦 敬介 (注) 5	神奈川県藤沢市	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
直野 吉秀	神奈川県横浜市青葉区	1,000	0.05
阿部 峻吾 (注) 5	北海道札幌市北区	750 (750)	0.04 (0.04)
伊東 慶祐	千葉県流山市	750 (750)	0.04 (0.04)
柿内 由貴 (注) 5	神奈川県川崎市中原区	750 (750)	0.04 (0.04)
株式会社リバネスキャピタル	東京都新宿区下宮比町1番4号 飯田橋御幸ビル5階	750	0.04
高岡 圭太 (注) 5	東京都江東区	750 (750)	0.04 (0.04)
細越 雄太 (注) 5	熊本県熊本市南区	750 (750)	0.04 (0.04)
酒見 悠子 (注) 5	東京都板橋区	750 (750)	0.04 (0.04)
須佐 桃 (注) 5	東京都品川区	750 (750)	0.04 (0.04)
水野 香奈江 (注) 5	神奈川県川崎市高津区	750 (750)	0.04 (0.04)
瀬戸本 美里 (注) 5	東京都町田市	750 (750)	0.04 (0.04)
清水 祐希 (注) 5	埼玉県飯能市	750 (750)	0.04 (0.04)
石本 和真 (注) 5	東京都世田谷区	750 (750)	0.04 (0.04)
大脇 みのり (注) 5	長野県諏訪市	750 (750)	0.04 (0.04)
中村 雅行 (注) 5	東京都足立区	750 (750)	0.04 (0.04)
中嶋 正弘 (注) 5	神奈川県平塚市	750 (750)	0.04 (0.04)
仲野 脩 (注) 5	東京都新宿区	750 (750)	0.04 (0.04)
佃 恭平 (注) 5	東京都品川区	750 (750)	0.04 (0.04)
武藤 可奈子 (注) 5	東京都台東区	750 (750)	0.04 (0.04)
小松 万里子 (注) 5	東京都三鷹市	750 (750)	0.04 (0.04)
李 慧旻 (注) 5	東京都練馬区	750 (750)	0.04 (0.04)
NPO法人 東北開墾 (注) 6	岩手県花巻市愛宕町4番20号	500	0.02
阿部 亮	東京都小金井市	500	0.02
株式会社まんまーる	山形県鶴岡市文園町7番地3	500	0.02
丸山 真由	東京都中央区	500	0.02
山下 大介	東京都港区	500	0.02

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
酒井 聡	東京都中野区	500	0.02
赤木 徳顕	岩手県盛岡市	500	0.02
千葉道場1号投資事業 有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町16番12号	500	0.02
和田 幸子	東京都新宿区	500	0.02
その他10名		2,500 (1,750)	0.12 (0.08)
計	—	2,130,750 (224,000)	100.00 (10.51)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
4. 特別利害関係者等(当社取締役)
5. 当社の従業員
6. 特別利害関係者等(当社の人的関係会社)
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2023年11月6日

株式会社雨風太陽
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雨風太陽の2021年1月1日から2021年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雨風太陽の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月6日

株式会社雨風太陽
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社雨風太陽の2022年1月1日から2022年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社雨風太陽の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部〔企業情報〕に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年11月6日

株式会社雨風太陽
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本間 愛雄

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社雨風太陽の2023年1月1日から2023年12月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年7月1日から2023年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2023年1月1日から2023年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社雨風太陽の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

雨風太陽